



アライアンス・バーンスタイン・  
グローバル・グロース・オポチュニティーズ  
(愛称:GGO)

追加型投信／内外／株式

投資信託説明書(請求目論見書)

2012年4月27日

1. この目論見書により行う「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ」(以下「当ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成24年4月26日に関東財務局長に提出しており、平成24年4月27日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドは、主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券への投資を通じて内外の株式を投資対象としますので、金融商品等の値動き、為替変動による影響を受けます。したがって、当ファンドの受益権の価額(基準価額)も変動し、投資元本を割り込むことがあります。
3. 当ファンドが投資した資産の価値の減少を含むリスクは、当ファンドをご購入のお客様に帰属します。したがって、元金および利回りのいずれも保証されているものではありません。
4. 当ファンドは、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う投資信託は投資者保護基金の対象でもありません。

発行者名	アライアンス・バーンスタイン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 山本 誠一郎
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ
募集内国投資信託受益証券の金額	1兆円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。  
(本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。)

## 第一部 証券情報

### (1) ファンドの名称

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ

※ 以下「当ファンド」または「ベビーファンド」という場合があります。また、愛称として「GGO」という名称を使用することがあります。

### (2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型、委託者指図型）の受益権です。

当初の信託元本は、1口当たり1円です。

当ファンドは、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 発行（売出）価額の総額

1兆円を上限とします。

### (4) 発行（売出）価格

取得申込みを受付けた日（以下、「取得申込受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額\*とします。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は日々変動しますので、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先にお問い合わせください。）

また、日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に、「GGオポ」の略称で掲載されます。

\*基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

### (5) 申込手数料

① 申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.15%（税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める申込手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先にお問い合わせください。）

ただし、分配金再投資（累積投資）コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

※収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る分配金受取りコースと、収益分配金が税引後無手数料で再投資される分配金再投資（累積投資）コースの2つのコースがあります。なお、コース名称は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社へご確認ください。

② 償還乗換え\*<sup>1</sup>または償還前乗換え\*<sup>2</sup>により当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、申込手数料の優遇を受けることができます。なお、償還乗換えまたは償還前乗換えの際、償還金または換金代金の支払いを受けたことを証する書類を提出していただくことがあります。

優遇制度の取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせ

合わせてください。

(販売会社については、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先にお問い合わせください。)

\*1 償還乗換えとは、取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。)をもって、その支払いまたは支払いの取扱いを行った販売会社で当ファンドを申込み場合をいいます。

\*2 償還前乗換えとは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前1年以内の一定期間内において、当該証券投資信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、その支払いまたは支払いの取扱いを行った販売会社で一定期間以内に当ファンドを申込み場合をいいます。

#### (6) 申込単位

販売会社がそれぞれ定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(販売会社については、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先にお問い合わせください。)

ただし、分配金再投資(累積投資)コースで収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

#### (7) 申込期間

平成24年4月27日から平成25年4月26日までです。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

#### (8) 申込取扱場所

当ファンドの受益権の申込取扱場所(販売会社)は下記の照会先にお問い合わせください。

<p>■ 照会先 ■ アライアンス・バーンスタイン株式会社 電話番号 03-3240-8660 受付時間: 営業日の午前9時~午後5時 ホームページ: <a href="http://www.alliancebernstein.co.jp">http://www.alliancebernstein.co.jp</a></p>
---

#### (9) 払込期日

取得申込者は、申込代金を取得申込みされた販売会社に支払うものとします。

払込期日は販売会社が独自に定めますので、販売会社にお問い合わせください。

(販売会社については、上記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先にお問い合わせください。)

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、アライアンス・バーンスタイン株式会社(委託会社)の指定する口座を經由して、三井住友信託銀行株式会社(受託会社)の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

#### (10) 払込取扱場所

払込取扱場所は販売会社とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(販売会社については、上記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先にお問い合わせください。)

#### (11) 振替機関に関する事項

振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

## (12) その他

### 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

- ① 当ファンドは、マザーファンド\*を通じて、主として日本を含む世界各国の株式に分散投資し、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

\*マザーファンドは、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンドです。

- ② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

- ③ 当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

##### ■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### ・単位型・追加型の区分…追加型

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

##### ・投資対象地域による区分…内外

目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### ・投資対象資産による区分…株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### ■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本含む)	ファミリー ファンド	あり ( )
一般 大型株	年2回	日本		
中小型株		北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
債券	年4回	欧州		
一般		アジア		
公債	年6回 (隔月)	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券	年12回 (毎月)	アフリカ		
クレジット属性 ( )		中近東 (中東)		
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産 (投資信託証券 (株式))	その他 ( )			
資産複合 ( )				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

##### ・投資対象資産による属性区分…その他資産 (投資信託証券 (株式))

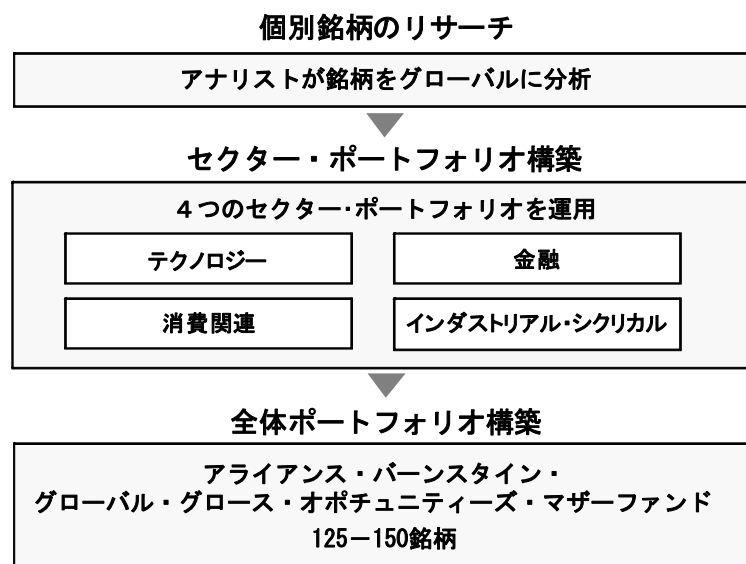
目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産 (収益の源泉) は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産 (投資信託証券 (株式))」に分類されます。

- ・決算頻度による属性区分…年2回  
目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
  - ・投資対象地域による属性区分…グローバル(日本含む)  
目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
  - ・投資形態による属性区分…ファミリーファンド  
目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
  - ・為替ヘッジによる属性区分…為替ヘッジなし  
目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
- ※当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、社団法人投資信託協会のインターネットホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

④ ファンドの特色

- マザーファンドを通じて、主として日本を含む世界各国の株式に分散投資します。
- 成長の可能性が高いと判断されるセクターの中から、成長性が高いと思われる銘柄に投資するアクティブ運用を行います。  
  - 運用にあたっては、グローバルに配置された社内アナリストによる企業調査を重視しています。企業のファンダメンタルズ分析と株価バリュエーションに基づいた銘柄選定を行います。

<運用プロセス>



※上記は平成24年2月末現在の状況であり、今後変更する場合があります。

**個別銘柄のリサーチ**

- 各アナリストは、セクター毎に、グローバルに連携をとりながら銘柄を分析しています。成長の可能性が高いと判断された4つのセクターでポートフォリオが構成されています。
- ※投資対象となるセクターは、成長のトレンドが変化した場合や成熟化した場合、また他のセクターにおいて新たな成長のトレンドが見出された場合等には、適宜変更します。

**セクター・ポートフォリオ構築**

- アナリストの調査に基づき、各セクター・ポートフォリオを運用するグローバル・セクター・ヘッドが、担当セクターの銘柄の中から成長性が高いと見込まれる銘柄を選定します。
- 高い利益成長もしくは持続的な利益成長の可能性が高いと判断される企業を発掘します。企業の将来の成長性を重視します。
- 各セクター別にポートフォリオが構築されます。個別銘柄の選定は各セクター・ポートフォリオを運用するグローバル・セクター・ヘッドが行います。

## 全体ポートフォリオ構築

- グローバル・セクター・ヘッドとインベストメント・アドバイザー・メンバーが、現在および将来の投資機会や投資環境を精査しつつ各セクターへの投資配分を決定します。
  - インベストメント・アドバイザー・メンバーは、セクター配分、国別配分などによる潜在的なリスクについて検討し、グローバル・セクター・ヘッドにフィードバックします。
- c. マザーファンドの運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。
- 運用指図に関する権限委託：株式等の運用
    - ※ 国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。
  - 委託先（投資顧問会社）：アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
    - ※アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投資顧問会社）が自ら運用の指図を行うほか、副投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を再委託します。
    - アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン<sup>\*1</sup>は、総額約4,059億米ドル（平成23年12月末現在、約31.2兆円<sup>\*2</sup>）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界23カ国46都市（平成23年12月末現在）に拠点を有しています。
    - \*1 アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。
    - \*2 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=76.94円（平成23年12月31日のWMロイター）を用いております。
- d. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- e. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

## (2) ファンドの沿革

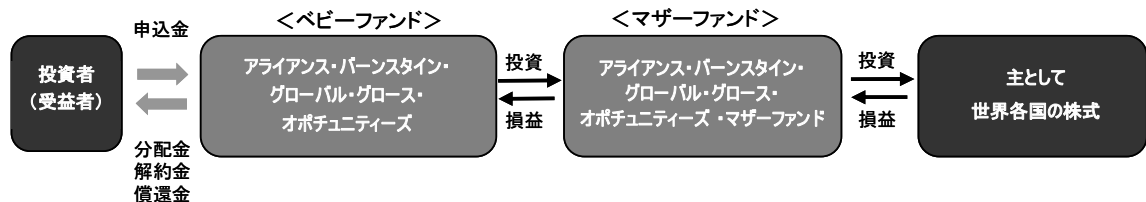
平成10年7月31日	信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。
平成12年11月15日	関東財務局長に有価証券届出書を提出。以後、継続して有価証券届出書を提出し、継続して募集を行っています。
平成19年4月27日	名称を変更 (変更前) アライアンス・グローバル・グロース・オポチュニティーズ (変更後) アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ

## (3) ファンドの仕組み

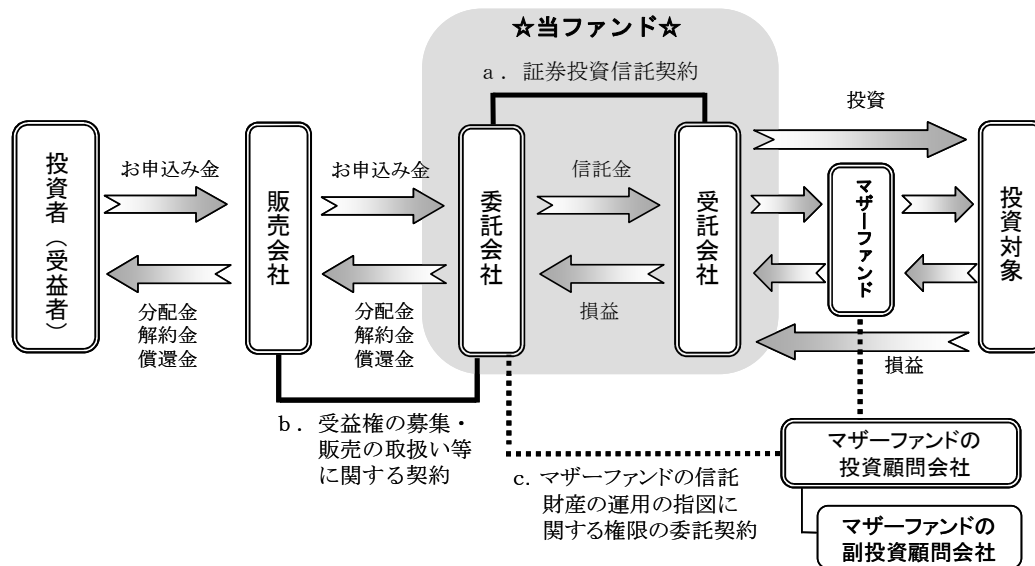
### ① ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。  
ファミリーファンド方式とは、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにて行うという仕組みです。

(ファンドの仕組み)



- ※ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。
- ※マザーファンドの運用損益はすべてベビーファンドに還元されます。
- ※ベビーファンドから金融商品等に直接投資する場合があります。
- ※新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドに投資することがあります。



<販売会社>

- ・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

<委託会社>

アライアンス・バーンスタイン株式会社

- ・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

<受託会社>

三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社)

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

- ・信託財産の管理業務等を行います。

<マザーファンドの投資顧問会社>

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

(マザーファンドの副投資顧問会社)

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

- ・マザーファンドの信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図）を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。投資顧問会社が自ら運用を行うほかに、副投資顧問会社に運用の指図に関する権限の一部を再委託します。

② 関係法人との契約等の概要

a. 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

c. マザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において、マザーファンドの「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。また、投資顧問会社と副投資顧問会社の間において、信託財産の運用の指図に係る権限の一部を再委託する契約を締結しております。

③ 委託会社等の概況

a. 資本金の額

資本金の額は130百万円です。(平成24年3月末現在)

b. 委託会社の沿革

- 平成8年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社設立  
平成8年12月3日 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得  
平成11年5月31日 有価証券に係る投資顧問業登録  
平成11年12月9日 投資一任契約に係る業務の認可  
平成12年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更  
平成12年1月1日 有価証券投資に関する投資助言業務および投資一任契約に係る業務の営業を開始。アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク(現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク)東京支店より、両業務の営業を譲り受ける。  
平成18年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更

c. 大株主の状況

(平成24年3月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニューキャッスル カウンティ ウィルミントン オレンジ・ストリート 1209	2,600株	100%

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

#### ① 基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

#### ② 運用態度

- a. 主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券に投資します。
- b. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向、資金動向等により、委託会社が適切と判断した場合には、上記と異なる場合もあります。
- c. 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避または軽減するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権付取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- d. 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- e. 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定化をはかるため、信託財産の一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の不足額が生じた場合には、資金の借入れを行うことができます。
- f. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- g. 信用取引の指図は、信託財産が保有する当該銘柄の株式数、転換社債に係る転換可能株式数、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）に係る行使可能株式数、新株引受権証券の引受権行使可能株式数および新株予約権証券の予約権行使可能株式数等の範囲内での売付け（買戻しによる決済も可能。）に限り行うことができます。

### (2) 投資対象

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

#### ① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利
- c. 金銭債権
- d. 約束手形

#### ② 有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証券
- b. 国債証券

- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. コマーシャル・ペーパー
- g. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）  
および新株予約権証券
- h. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- i. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券
- j. 投資証券または外国投資証券
- k. 外国貸付債権信託受益証券
- l. 預託証書
- m. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- n. 指定金銭信託の受益証券
- o. 抵当証券
- p. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- q. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお a. の証券または証書、h. ならびに l. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものおよび j. の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、b. から e. までの証券および h. ならびに l. の証券または証書のうち b. から e. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、i. の証券および j. の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

#### ③ 金融商品の指図範囲

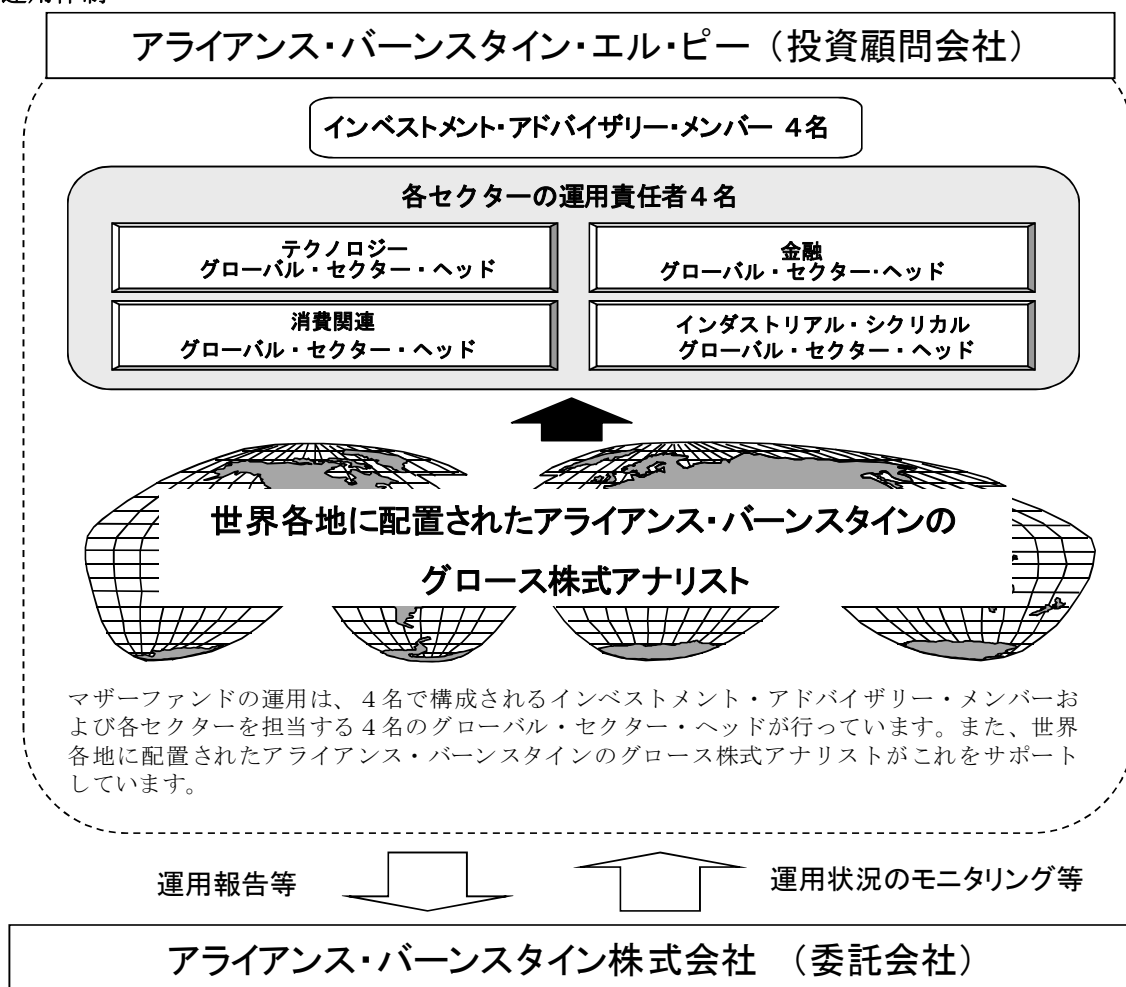
委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### ④ 金融商品の運用指図

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記③の a. から d. までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

### (3) 運用体制



※上記は平成24年2月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

### (4) 分配方針

#### ① 収益分配方針

毎決算時（原則として、1月31日および7月31日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款の定める「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行います。

#### ② 収益の分配方式

- 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(イ) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(ロ) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備

積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

### ③ 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までの日からお支払いします。

分配金再投資（累積投資）コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5) 投資制限

### ① 信託約款に定める投資制限

#### a. 株式への投資割合

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

※「実質投資割合」とは、当ファンドの信託財産に属する各資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する各資産の時価総額のうち当ファンドの信託財産に属するものとみなした額との合計額の、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

#### b. 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、別に定める条件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、委託会社が投資することを指図することができるものとしします。

#### c. 新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。

#### d. 投資する公社債の範囲

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）、外国または外国法人が発行する邦貨建公社債およびわが国の法人が外国において発行する邦貨建公社債については、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとしします。ただし、私募により発行された公社債ならびに株主割当てもしくは社債権者割当てにより取得する公社債については、この限りではありません。

#### e. 投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

f. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g. 未登録・未上場の株式等への投資割合

未登録・未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資については、それらの実質合計額が信託財産の純資産総額の15%以内とします。

h. 同一銘柄への投資割合

(イ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

(ハ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

i. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。

(ii) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額とします。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲 a. から d. 」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本 i. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

(ii) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

(iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額

の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 i. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。

(i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲 a. から d. 」に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(ii) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲 a. から d. 」に掲げる金融商品で運用している額（以下、「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。

(iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 i. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

j. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

(ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(ホ) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

(ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為

替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

(ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ホ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(ヘ) 上記（ホ）においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ト) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

(チ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## ② 法令により禁止または制限される取引等

### a. 同一法人の発行する株式の取得制限

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

b. 投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

③ その他信託約款に定める取引の方法と条件

a. 信用取引の運用指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 委託会社が行う信用取引の指図は、売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなるときは、これを行うことはできません。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

b. 外国為替予約の指図

委託会社は、外貨建資産の為替ヘッジのため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を限度として、外国為替の売買の予約を指図することができます。

c. 有価証券貸付けの指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の(i)および(ii)の範囲で貸付けの指図をすることができます。

(i) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)(i)および(ii)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

d. 有価証券売却等の指図

委託会社は、マザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

e. 再投資の指図

委託会社は、上記d.の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

f. 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業

日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

#### (参考) マザーファンドの投資方針等

(アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド)

##### ① 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

##### ② 運用方法

###### a. 投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。

###### b. 運用態度

(イ) 世界各国の株式の中から成長の可能性が高いと判断される「産業セクター」を選定します。

(ロ) 当該「産業セクター」の中からグローバルな視点で調査・分析し、成長性の高いと思われる銘柄に投資するアクティブ運用を行います。

(ハ) 常に3ヵ国以上の国に分散投資します。

(ニ) 外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。ただし、資金動向、市況動向によっては、前記のような運用ができない場合もあります。

(ホ) 有価証券の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避または軽減するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権付取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

(ヘ) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(ト) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

(チ) 信用取引の指図は、信託財産が保有する当該銘柄の株式数、転換社債に係る転換可能株式数、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）に係る行使可能株式数、新株引受権証券の引受権行使可能株式数および新株予約権証券の予約権行使可能株式数等の範囲内での売付け（買戻しによる決済も可能。）に限り行うことができます。

###### c. 投資制限

(イ) 株式への投資割合については、制限を設けません。

(ロ) 外貨建資産への投資割合については、制限を設けません。

(ハ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

(ニ) 未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証券、私債、その他流動性の乏しいものへの投資割合については、それらの合計額が純資産総額の15%以内とします。

(ホ) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ト) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(チ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

※平成24年3月末現在、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券を投資対象とする当ファンド以外の公募のファンドは以下のとおりです。

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金向け）

### 3 投資リスク

#### (1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

#### 基準価額の変動要因

##### ① 株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、マザーファンドおよび当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

##### ② 為替変動リスク

実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動によりファンドの基準価額が影響を受けます。

##### ③ 信用リスク

株式や短期金融商品の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

##### ④ カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

また、エマージング・マーケット（新興国市場）は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度（金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・マーケットは先進諸国の金融・証券市場に比べカントリー・リスクが高くなります。

##### ⑤ 流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

##### ⑥ 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑦ 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当するために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクの管理体制

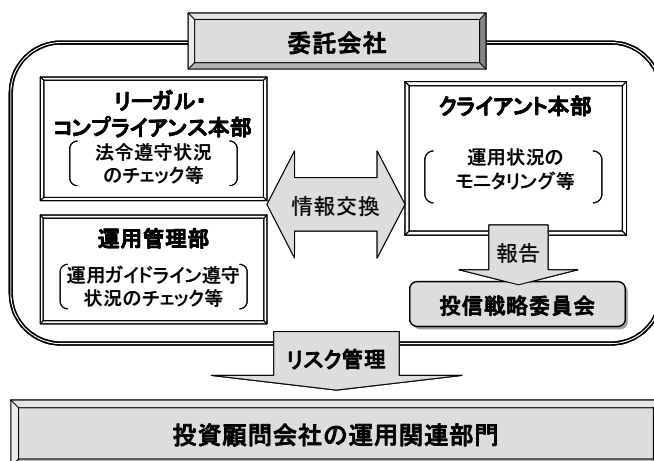
① 投資顧問会社におけるリスク管理

インベストメント・アドバイザー・メンバーが常時、ポートフォリオをモニターし、そのリスク管理を行っています。運用面のリスク管理については、個別銘柄の徹底した調査・分析が基礎になると考えています。運用にあたってはアナリストがレーティングを「買い」とした銘柄を中心に組み入れています。各アナリストのレーティング結果は全社的にモニターし、評価しています。

② 委託会社におけるリスク管理

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。



※上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

## 4 手数料等及び税金

### (1) 申込手数料

① 申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.15%（税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める申込手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、分配金再投資（累積投資）コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

② 償還乗換えまたは償還前乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、申込手数料の優遇を受けることができます。なお、償還乗換えまたは償還前乗換えの際、償還金または換金代金の支払いを受けたことを証する書類を提出していただくことがあります。

ただし、優遇制度の取扱いの販売会社によって異なることがありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### (2) 換金（解約）手数料

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

### (3) 信託報酬等

信託財産の純資産総額に対し、年1.764%（税抜1.68%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、以下のとおりとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.8925% （税抜年0.85%）	年0.7875% （税抜年0.75%）	年0.084% （税抜年0.08%）

マザーファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社が受取る報酬の中から支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等相当額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

### (4) その他の手数料等

① 監査報酬

信託財産に対する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末に、信託財産中から支払われます。

② その他の費用

a. 信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。

b. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。

c. ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

※マザーファンドにおいても、上記「② その他の費用」のうちb. およびc. に記載されている費用を負担します。

※その他の手数料等については、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 課税上の取扱い

### ① 個別元本について

- a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### ② 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

### ③ 個人・法人別の課税の取扱い

#### a. 個人の受益者に対する課税

##### (イ) 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、10%（所得税7%および住民税3%）の税率\*で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、10%（所得税7%および住民税3%）の税率\*により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、10%（所得税7%および住民税3%）の税率\*で源泉徴収され、申告は不要となります。

\*平成24年12月31日まで適用される税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および住民税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となる予定です。

##### (ロ) 損益通算について

上場株式等の譲渡損失と申告分離課税を選択した配当金・収益分配金を損益通算できます。なお、その年で控除しきれない損失については、翌年以後3年間にわたり繰越控除ができません。

#### b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率\*で源泉徴収されます。住民税は課せられません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

\*平成24年12月31日まで適用される税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）、平成50年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となる予定です。

c. 販売会社の買取りによるご換金に係る課税の取扱いは、販売会社にお問い合わせください。

※ 上記は平成24年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※ 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

## 5 運用状況

### (1) 投資状況

2012年2月29日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	—	815,421,092	100.23
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	△1,896,505	△0.23
合計 (純資産総額)	—	813,524,587	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド

2012年2月29日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	743,309,800	4.97
	アメリカ	7,248,195,220	48.49
	カナダ	510,042,733	3.41
	ドイツ	533,680,074	3.57
	イタリア	78,383,152	0.52
	フランス	445,025,526	2.97
	イギリス	1,644,262,157	11.00
	スイス	576,250,704	3.85
	バミューダ	318,879,365	2.13
	香港	220,655,760	1.47
	シンガポール	70,305,938	0.47
	ベルギー	263,115,613	1.76
	スウェーデン	79,997,850	0.53
	タイ	80,765,631	0.54
	デンマーク	133,905,456	0.89
	インドネシア	102,373,425	0.68
	ブラジル	83,805,548	0.56
	韓国	171,085,974	1.14
	アイルランド	137,409,244	0.91
	インド	86,476,051	0.57
	イスラエル	75,067,035	0.50
	南アフリカ	126,239,932	0.84
	ロシア	79,643,165	0.53
	中国	21,693,672	0.14
	ケイマン	179,958,688	1.20
	キュラソー	117,966,810	0.78
ジャージー	311,551,454	2.08	
小計		14,440,045,977	96.60
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	507,763,671	3.39
合計 (純資産総額)	—	14,947,809,648	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (2) 投資資産

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

2012年2月29日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	種類/業種	口数	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
1	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド	その他	802,658,817	0.9006	722,874,531	1.0159	815,421,092	100.23

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2012年2月29日現在

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	100.23
合計		100.23

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件  
該当事項はございません。

③ その他投資資産の主要なもの  
該当事項はございません。

(参考)アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

2012年2月29日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
						円	円	円	円	%
1	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	14,858	31,378.87	466,227,286	43,196.87	641,819,225	4.29
2	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲料・タバコ	100,824	3,624.57	365,444,406	4,072.49	410,605,639	2.74
3	スイス	株式	NESTLE SA-REGISTERED	食品・飲料・タバコ	59,157	4,693.15	277,633,217	5,002.14	295,911,862	1.97
4	アメリカ	株式	QUALCOMM INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	52,820	4,390.62	231,912,727	5,057.02	267,111,923	1.78
5	ベルギー	株式	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	食品・飲料・タバコ	48,677	4,365.31	212,490,390	5,405.33	263,115,613	1.76
6	アメリカ	株式	DANAHER CORP	資本財	59,860	3,921.72	234,754,295	4,305.89	257,750,671	1.72
7	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	5,041	48,230.80	243,131,464	49,891.70	251,504,085	1.68
8	アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORP	ソフトウェア・サービス	14,880	14,603.07	217,293,830	15,973.02	237,678,632	1.59
9	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア・サービス	98,100	2,442.17	239,577,073	2,371.18	232,613,268	1.55
10	イギリス	株式	BG GROUP PLC	エネルギー	114,742	1,826.22	209,544,767	1,968.80	225,904,365	1.51
11	アメリカ	株式	WALT DISNEY CO	メディア	66,290	2,988.70	198,120,942	3,382.91	224,253,262	1.50
12	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	718,000	294.51	211,461,205	307.32	220,655,760	1.47
13	イギリス	株式	STANDARD CHARTERED PLC	銀行	101,612	1,974.69	200,652,779	2,083.78	211,737,398	1.41
14	ジャージー	株式	SHIRE PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	71,504	2,699.07	192,994,394	2,846.89	203,564,394	1.36
15	アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORP	資本財	29,770	6,587.87	196,121,032	6,734.35	200,481,885	1.34
16	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	36,160	4,969.01	179,679,579	5,437.02	196,602,831	1.31
17	カナダ	株式	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	素材	51,660	4,384.76	226,517,099	3,802.44	196,434,484	1.31
18	日本	株式	ファナック	電気機器	13,100	14,638.98	191,770,724	14,730.00	192,963,000	1.29
19	カナダ	株式	GOLDCORP INC	素材	44,790	4,201.52	188,186,110	4,039.83	180,944,026	1.21
20	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	18,600	6,898.94	128,320,410	9,596.88	178,502,079	1.19
21	アメリカ	株式	BOEING CO	資本財	28,300	6,036.90	170,844,422	6,063.90	171,608,619	1.14
22	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS GDR	半導体・半導体製造装置	4,020	30,862.07	124,065,545	42,558.70	171,085,974	1.14
23	アメリカ	株式	ALLERGAN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	23,800	6,533.46	155,496,500	7,165.99	170,550,742	1.14
24	スイス	株式	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	耐久消費財・アパレル	33,407	4,486.14	149,868,589	4,934.48	164,846,407	1.10
25	イギリス	株式	WEIR GROUP PLC/THE	資本財	55,609	2,394.20	133,139,130	2,832.76	157,527,145	1.05
26	アメリカ	株式	FLOWSERVE CORPORATION	資本財	16,110	7,818.85	125,961,787	9,601.72	154,683,818	1.03
27	アメリカ	株式	NATIONAL OILWELL VARCO INC	エネルギー	22,610	6,399.48	144,692,261	6,819.88	154,197,495	1.03
28	アメリカ	株式	FEDEX CORP	運輸	20,930	7,756.19	162,337,144	7,340.26	153,631,775	1.02
29	アメリカ	株式	MONSANTO CO	素材	23,800	5,867.85	139,654,982	6,374.52	151,713,737	1.01
30	イギリス	株式	AFREN PLC	エネルギー	838,521	163.15	136,810,486	178.95	150,060,636	1.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2012年2月29日現在

国内／外国	種類／業種	投資比率 (%)
国内	株式	4.97
	電気機器	1.29
	小売業	1.12
	機械	0.91
	輸送用機器	0.76
	医薬品	0.46
	サービス業	0.41
外国	株式	91.63
	エネルギー	9.54
	資本財	8.91
	食品・飲料・タバコ	8.90
	ソフトウェア・サービス	8.75
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.63
	素材	7.70
	各種金融	5.52
	半導体・半導体製造装置	4.99
	銀行	4.89
	小売	4.11
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.90
	ヘルスケア機器・サービス	3.23
	保険	2.70
	メディア	2.21
	消費者サービス	2.00
	家庭用品・パーソナル用品	1.31
	運輸	1.31
	耐久消費財・アパレル	1.10
	商業・専門サービス	0.72
	自動車・自動車部品	0.66
食品・生活必需品小売り	0.47	
合計		96.60

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

- ② 投資不動産物件  
該当事項はございません。
- ③ その他投資資産の主要なもの  
該当事項はございません。

### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

2012年2月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年 月 日	純資産総額 (百万円)		1万口当たり純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第8期計算期間末	( 2002年7月31日)	2,534	2,534	8,363	8,363
第9期計算期間末	( 2003年1月31日)	2,157	2,157	7,641	7,641
第10期計算期間末	( 2003年7月31日)	2,241	2,241	9,257	9,257
第11期計算期間末	( 2004年2月2日)	2,269	2,269	9,593	9,593
第12期計算期間末	( 2004年8月2日)	2,008	2,008	9,744	9,744
第13期計算期間末	( 2005年1月31日)	1,805	1,805	9,976	9,976
第14期計算期間末	( 2005年8月1日)	1,779	1,790	11,707	11,782
第15期計算期間末	( 2006年1月31日)	2,043	2,050	14,380	14,427
第16期計算期間末	( 2006年7月31日)	1,741	1,741	13,584	13,584
第17期計算期間末	( 2007年1月31日)	1,992	2,001	15,974	16,049
第18期計算期間末	( 2007年7月31日)	1,766	1,781	16,325	16,466
第19期計算期間末	( 2008年1月31日)	1,454	1,454	13,918	13,918
第20期計算期間末	( 2008年7月31日)	1,347	1,347	12,744	12,744
第21期計算期間末	( 2009年2月2日)	612	612	5,676	5,676
第22期計算期間末	( 2009年7月31日)	834	834	7,407	7,407
第23期計算期間末	( 2010年2月1日)	841	841	7,495	7,495
第24期計算期間末	( 2010年8月2日)	794	794	7,157	7,157
第25期計算期間末	( 2011年1月31日)	855	855	7,757	7,757
第26期計算期間末	( 2011年8月1日)	799	799	7,443	7,443
第27期計算期間末	( 2012年1月31日)	725	725	6,780	6,780
2011年 2月末日		881	—	7,987	—
2011年 3月末日		888	—	8,135	—
2011年 4月末日		894	—	8,247	—
2011年 5月末日		854	—	7,890	—
2011年 6月末日		830	—	7,693	—
2011年 7月末日		805	—	7,462	—
2011年 8月末日		710	—	6,613	—
2011年 9月末日		662	—	6,152	—
2011年 10月末日		754	—	7,015	—
2011年 11月末日		690	—	6,423	—
2011年 12月末日		699	—	6,512	—
2012年 1月末日		725	—	6,780	—
2012年 2月末日		813	—	7,638	—

(注1) 表中の分配落の数値は、外国税額控除後の場合があります。

(注2) 純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注3) 月末日とはその月の最終営業日を指します。

② 分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第8期計算期間 (2002年2月1日～2002年7月31日)	0
第9期計算期間 (2002年8月1日～2003年1月31日)	0
第10期計算期間 (2003年2月1日～2003年7月31日)	0
第11期計算期間 (2003年8月1日～2004年2月2日)	0
第12期計算期間 (2004年2月3日～2004年8月2日)	0
第13期計算期間 (2004年8月3日～2005年1月31日)	0
第14期計算期間 (2005年2月1日～2005年8月1日)	80
第15期計算期間 (2005年8月2日～2006年1月31日)	50
第16期計算期間 (2006年2月1日～2006年7月31日)	0
第17期計算期間 (2006年8月1日～2007年1月31日)	80
第18期計算期間 (2007年2月1日～2007年7月31日)	150
第19期計算期間 (2007年8月1日～2008年1月31日)	0
第20期計算期間 (2008年2月1日～2008年7月31日)	0
第21期計算期間 (2008年8月1日～2009年2月2日)	0
第22期計算期間 (2009年2月3日～2009年7月31日)	0
第23期計算期間 (2009年8月1日～2010年2月1日)	0
第24期計算期間 (2010年2月2日～2010年8月2日)	0
第25期計算期間 (2010年8月3日～2011年1月31日)	0
第26期計算期間 (2011年2月1日～2011年8月1日)	0
第27期計算期間 (2011年8月2日～2012年1月31日)	0

③ 収益率の推移

計算期間	収益率(%)
第8期計算期間 (2002年2月1日～2002年7月31日)	△ 21.6
第9期計算期間 (2002年8月1日～2003年1月31日)	△ 8.6
第10期計算期間 (2003年2月1日～2003年7月31日)	21.1
第11期計算期間 (2003年8月1日～2004年2月2日)	3.6
第12期計算期間 (2004年2月3日～2004年8月2日)	1.6
第13期計算期間 (2004年8月3日～2005年1月31日)	2.4
第14期計算期間 (2005年2月1日～2005年8月1日)	18.1
第15期計算期間 (2005年8月2日～2006年1月31日)	23.2
第16期計算期間 (2006年2月1日～2006年7月31日)	△ 5.5
第17期計算期間 (2006年8月1日～2007年1月31日)	18.1
第18期計算期間 (2007年2月1日～2007年7月31日)	3.1
第19期計算期間 (2007年8月1日～2008年1月31日)	△14.7
第20期計算期間 (2008年2月1日～2008年7月31日)	△8.4
第21期計算期間 (2008年8月1日～2009年2月2日)	△55.5
第22期計算期間 (2009年2月3日～2009年7月31日)	30.5
第23期計算期間 (2009年8月1日～2010年2月1日)	1.2
第24期計算期間 (2010年2月2日～2010年8月2日)	△4.5
第25期計算期間 (2010年8月3日～2011年1月31日)	8.4
第26期計算期間 (2011年2月1日～2011年8月1日)	△4.0
第27期計算期間 (2011年8月2日～2012年1月31日)	△8.9

(注) 収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

## 運用実績

基準日：2012年2月29日現在

## ファンドの運用実績

## 基準価額・純資産の推移



基準価額 (課税前分配金再投資) は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。税金、申込手数料などを考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

## 資産構成比率

組入資産	比率 (%)
マザーファンド	100.2
現金等	-0.2
合計	100.0

基準価額	7,638 円
純資産総額	8.1 億円

## 分配の推移

決算期		分配金
第23期	2010年2月	0円
第24期	2010年8月	0円
第25期	2011年1月	0円
第26期	2011年8月	0円
第27期	2012年1月	0円
	設定来累計	380円

分配金は1万円当り課税前運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主な資産の状況 (マザーファンドベース)

\*組入比率は、全て純資産総額に対する比率です(小数点第2位を四捨五入しています)。

## 組入上位10銘柄

銘柄名	セクター	国	組入比率 (%)
1 アップル	情報技術	アメリカ	4.3
2 プリティッシュ・アメリカン・タバコ	生活必需品	イギリス	2.7
3 ネスレ	生活必需品	スイス	2.0
4 クアルコム	情報技術	アメリカ	1.8
5 アンハイザー・ブッシュ・インベブ	生活必需品	ベルギー	1.8
6 ダナハー	資本財・サービス	アメリカ	1.7
7 グーグル	情報技術	アメリカ	1.7
8 IBM	情報技術	アメリカ	1.6
9 オラクル	情報技術	アメリカ	1.6
10 BGグループ	エネルギー	イギリス	1.5
組入上位10銘柄計			20.6

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、当社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

## 国別配分

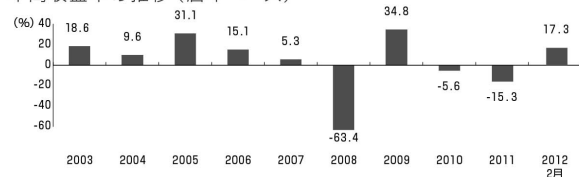
国	組入比率 (%)	国	組入比率 (%)
アメリカ	50.7	フランス	3.0
イギリス	14.0	香港	2.0
日本	5.0	ベルギー	1.8
スイス	3.9	中国	1.5
ドイツ	3.6	その他の国	7.8
カナダ	3.4	現金等	3.4
合計		合計	100.0

## セクター別配分

セクター	組入比率 (%)	セクター	組入比率 (%)
情報技術	22.4	素材	7.7
資本財・サービス	13.1	ヘルスクエア	7.6
金融	13.1	現金等	3.4
一般消費財・サービス	12.4		
生活必需品	10.7		
エネルギー	9.5		
合計		合計	100.0

セクター別配分は、MSCI/S&amp;PのGlobal Industry Classification Standard (GICS) の分類で区分しています。

## 年間収益率の推移 (暦年ベース)



当ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。

2012年は2月までの収益率を表示しています。

当ファンドのベンチマークはありません。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

## (4) 設定及び解約の実績

(単位：口)

計算期間	設定口数	解約口数
第8期計算期間 (2002年2月1日～2002年7月31日)	504,382,427	463,624,849
第9期計算期間 (2002年8月1日～2003年1月31日)	141,346,898	348,447,628
第10期計算期間 (2003年2月1日～2003年7月31日)	90,888,507	492,804,742
第11期計算期間 (2003年8月1日～2004年2月2日)	252,380,232	308,328,941
第12期計算期間 (2004年2月3日～2004年8月2日)	117,940,620	421,928,250
第13期計算期間 (2004年8月3日～2005年1月31日)	37,955,317	289,849,276
第14期計算期間 (2005年2月1日～2005年8月1日)	32,269,593	322,412,432
第15期計算期間 (2005年8月2日～2006年1月31日)	159,816,755	258,303,174
第16期計算期間 (2006年2月1日～2006年7月31日)	67,107,162	206,666,561
第17期計算期間 (2006年8月1日～2007年1月31日)	139,137,445	173,542,703
第18期計算期間 (2007年2月1日～2007年7月31日)	126,327,353	291,536,603
第19期計算期間 (2007年8月1日～2008年1月31日)	78,776,856	116,179,817
第20期計算期間 (2008年2月1日～2008年7月31日)	163,158,076	150,849,009
第21期計算期間 (2008年8月1日～2009年2月2日)	92,869,068	71,499,321
第22期計算期間 (2009年2月3日～2009年7月31日)	75,202,455	26,775,945
第23期計算期間 (2009年8月1日～2010年2月1日)	53,931,709	57,792,518
第24期計算期間 (2010年2月2日～2010年8月2日)	40,953,361	54,010,357
第25期計算期間 (2010年8月3日～2011年1月31日)	33,272,432	40,896,402
第26期計算期間 (2011年2月1日～2011年8月1日)	29,268,678	57,380,794
第27期計算期間 (2011年8月2日～2012年1月31日)	29,451,614	33,745,267

(注) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

#### (1) 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みの受け付けを行います。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、取得の申込みの受け付けを行いません。

取得申込みの受付時間は午後3時までとし、その時間を過ぎての受け付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

#### (2) 取扱いコース

収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあります。

「分配金受取りコース」 収益の分配時に分配金を受取るコース

「分配金再投資（累積投資）コース」 分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース

分配金再投資（累積投資）コースをお申込みの場合、当ファンドに係る累積投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

※取扱うコースや累積投資約款の名称は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認のうえお申込みください。

#### (3) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、分配金再投資（累積投資）コースの収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

#### (4) 申込単位

販売会社がそれぞれ定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

分配金再投資（累積投資）コースで収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

#### (5) 申込手数料

① 申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.15%（税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める申込手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、分配金再投資（累積投資）コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

② 償還乗換えまたは償還前乗換えにより、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、申込手数料の優遇を受けることができます。なお、償還乗換えまたは償還前乗換えの際、償還金または換金代金の支払いを受けたことを証する書類を提出していただくことがあります。

ただし、優遇制度の取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### (6) 受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

当ファンドの販売会社等については、下記の照会先にお問い合わせください。

■ 照会先 ■  
アライアンス・バーンスタイン株式会社  
電話番号 03-3240-8660  
受付時間：営業日の午前9時～午後5時  
ホームページ：<http://www.alliancebernstein.co.jp>

## 2 換金（解約）手続等

### (1) 換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて一部解約の実行の請求の受付けを行います。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、一部解約の実行の請求の受付けを行いません。一部解約の実行の請求の受付時間は午後3時までとし、その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### (2) 換金価額

一部解約の実行の請求の受付けた日（以下「一部解約請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。

### (3) 換金単位

1口単位です。

販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

### (4) 換金手数料

ありません。

### (5) 信託財産留保額

ありません。

### (6) 換金代金支払日

一部解約請求受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において支払います。

### (7) その他留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することがあります。

一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記(2)の規定に準じて計算された価額とします。

また、信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

### 3 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。
- ② 基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は日々変動しますので、販売会社に問い合わせください。また、日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に「GGオポ」の略称で掲載されます。
- ③ 主な資産の評価方法は以下のとおりです。

マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	原則として、計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
外国株式	原則として、計算日前日の外国の金融商品取引所の終値で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (2) 保管

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3) 信託期間

当ファンドの信託期間は無期限とします。

ただし、下記「(5)その他 ①ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

#### (4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年2月1日から7月31日までおよび8月1日から翌年1月31日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に当たるときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

#### (5) その他

##### ① ファンドの償還条件等

a. 次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了します。

(イ) 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。

(ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「②信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、当該他の委託会社と受託会社との間において存続します。

(ハ) 受託会社はその任務を辞任または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

b. 次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託元本が10億円を下回ったとき。

(ロ) 委託会社が信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

c. 信託終了の手続き

(イ) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記b.の(イ)または(ロ)の事由により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、委託会社は、あらかじめ、解約

しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ホ) 上記(ハ)および(ニ)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

## ② 信託約款の変更

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。

d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

e. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

## ③ 異議申立者の受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「①ファンドの償還条件等 c. 信託終了の手続き」または「②信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

## ④ 関係法人との契約の更改等

a. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

b. 信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

(イ) 契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない限り、契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

(ロ) 委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することがで

きます。

(ハ) いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

⑤ 運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、金融商品等の売買状況、資産・負債の状況等を記載した「運用報告書」を作成し、知れている受益者に対し販売会社を通じて交付します。

⑥ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑧ 信託事務の委託

受託会社は、信託事務処理の一部について金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼業の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

## 4 受益者の権利等

### (1) 収益分配金に対する請求権

① 受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

② 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に帰属します。

③ 受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は、次の区分に従い支払われ、または再投資されます。

a. 「分配金受取りコース」により取得している場合

毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b. 「分配金再投資（累積投資）コース」により取得している場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 受益者が、収益分配金について上記③の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (2) 償還金に対する請求権

① 受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

② 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、販売会社において支払い

ます。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 受益者が、信託終了による償還金について、上記②の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

- ① 受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとし、ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日に当たるときは、一部解約の実行の請求をすることはできません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 反対受益者の買取請求権

委託会社が、上記「3 資産管理等の概要 (5)その他 ①ファンドの償還条件等 c. 信託終了の手続き」に規定する信託契約の解約または上記「3 資産管理等の概要 (5)その他 ②信託約款の変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、当該解約または変更に係る公告において指定された一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

### 第3 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号) (以下「財務諸表等規則」という。) 並びに同規則第 2 条の 2 の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) (以下「投資信託財産計算規則」という。) に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
  
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 27 期 (平成 23 年 8 月 2 日から平成 24 年 1 月 31 日まで) の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成24年4月2日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

櫻井 雄一郎



指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

宮田 八郎



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズの平成23年8月2日から平成24年1月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズの平成24年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 1 財務諸表

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

	第26期 (平成23年 8月 1日現在)	第27期 (平成24年 1月31日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,397,697	6,168,182
親投資信託受益証券	803,312,903	726,799,640
未収入金	950,000	1,400,000
未収利息	10	8
流動資産合計	811,660,610	734,367,830
資産合計	811,660,610	734,367,830
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,475,232	2,641,136
未払受託者報酬	360,076	295,484
未払委託者報酬	7,201,311	5,909,788
その他未払費用	116,550	116,550
流動負債合計	12,153,169	8,962,958
負債合計	12,153,169	8,962,958
純資産の部		
元本等		
元本	1,074,210,668	1,069,917,015
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△274,703,227	△344,512,143
(分配準備積立金)	753	733
元本等合計	799,507,441	725,404,872
純資産合計	799,507,441	725,404,872
負債純資産合計	811,660,610	734,367,830

## (2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第26期 (自 平成23年 2月 1日 至 平成23年 8月 1日)	第27期 (自 平成23年 8月 2日 至 平成24年 1月31日)
営業収益		
受取利息	866	690
有価証券売買等損益	△25,774,519	△65,192,263
営業収益合計	△25,773,653	△65,191,573
営業費用		
受託者報酬	360,076	295,484
委託者報酬	7,201,311	5,909,788
その他費用	116,550	116,550
営業費用合計	7,677,937	6,321,822
営業利益又は営業損失(△)	△33,451,590	△71,513,395
経常利益又は経常損失(△)	△33,451,590	△71,513,395
当期純利益又は当期純損失(△)	△33,451,590	△71,513,395
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	714,696	△2,927,757
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△247,242,570	△274,703,227
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,853,019	8,673,164
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,853,019	8,673,164
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,147,390	9,896,442
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,147,390	9,896,442
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△274,703,227	△344,512,143

## (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第27期 (自 平成23年 8月 2日 至 平成24年 1月31日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 追加情報	当期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
4. その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成23年8月2日から平成24年1月31日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

第26期 (平成23年 8月 1日現在)	第27期 (平成24年 1月31日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,074,210,668 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,069,917,015 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 274,703,227 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 344,512,143 円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7443 円 (10,000口当たり純資産額 7,443 円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6780 円 (10,000口当たり純資産額 6,780 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第26期 (自 平成23年 2月 1日 至 平成23年 8月 1日)	第27期 (自 平成23年 8月 2日 至 平成24年 1月31日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円
2. 分配金の計算過程 該当事項はございません。	2. 分配金の計算過程 同左

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

第26期 (自 平成23年 2月 1日 至 平成23年 8月 1日)	第27期 (自 平成23年 8月 2日 至 平成24年 1月31日)
(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記)2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドライ	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左

ンに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。	
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第26期 (平成23年 8月 1日現在)	第27期 (平成24年 1月31日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
(2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	(2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 同左
② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第26期 (自 平成23年 2月 1日 至 平成23年 8月 1日)	第27期 (自 平成23年 8月 2日 至 平成24年 1月31日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勧告して一般の取引の条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第27期 (自 平成23年 8月 2日 至 平成24年 1月31日)
該当事項はございません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第26期 (平成23年 8月 1日現在)	第27期 (平成24年 1月31日現在)
期首元本額 1,102,322,784 円	期首元本額 1,074,210,668 円
期中追加設定元本額 29,268,678 円	期中追加設定元本額 29,451,614 円
期中一部解約元本額 57,380,794 円	期中一部解約元本額 33,745,267 円

2. 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第26期 (平成23年 8月 1日現在)	第27期 (平成24年 1月31日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△26,148,655	△61,494,708
合計	△26,148,655	△61,494,708

3. デリバティブ取引等関係

第26期 (平成23年 8月 1日現在)

該当事項はございません。

第27期 (平成24年 1月31日現在)

該当事項はございません。

(4) 附属明細表

第1. 有価証券明細表

(1) 株式 (平成24年 1月31日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成24年 1月31日現在)

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド	807,017,145	726,799,640	
計	銘柄数：1	807,017,145	726,799,640	
	組入時価比率：100.2%		100.0%	
合計			726,799,640	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

参考

当ファンドは「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

(単位：円)

対象年月日	(平成24年 1月31日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	242, 120, 610
コール・ローン	400, 096, 405
株式	12, 654, 667, 146
未収入金	71, 455, 010
未収配当金	5, 282, 370
未収利息	548
流動資産合計	13, 373, 622, 089
資産合計	13, 373, 622, 089
負債の部	
流動負債	
未払金	133, 104, 304
未払解約金	22, 300, 000
流動負債合計	155, 404, 304
負債合計	155, 404, 304
純資産の部	
元本等	
元本	14, 677, 451, 356
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△1, 459, 233, 571
元本等合計	13, 218, 217, 785
純資産合計	13, 218, 217, 785
負債純資産合計	13, 373, 622, 089

## (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成23年 8月 2日 至 平成24年 1月31日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	(2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。  信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。  (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

## (その他の注記)

(平成24年 1月31日現在)	
1. 元本の移動	
期首	平成23年8月2日
期首元本額	13,553,757,423 円
平成23年8月2日より平成24年1月31日までの期中追加設定元本額	2,076,341,230 円
平成23年8月2日より平成24年1月31日までの期中一部解約元本額	952,647,297 円
期末元本額	14,677,451,356 円
期末元本額の内訳*	
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズH (為替ヘッジあり)	2,316,646,958 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ-1	1,491,893,811 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ-2	1,013,171,417 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ-3	3,857,678,733 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス (保守型)	190,664,377 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス (中立型)	1,971,860,035 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス (積極型)	1,360,289,059 円
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ	807,017,145 円
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ (年金向け)	1,668,229,821 円
2. 元本の欠損	1,459,233,571 円
3. 平成24年1月31日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9006 円
(10,000口当たり純資産額)	9,006 円)

(注) \*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表  
 第1. 有価証券明細表  
 (1) 株式

(平成24年 1月31日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	田辺三菱製薬	62,100	1,074.00	66,695,400	
	小松製作所	56,300	2,149.00	120,988,700	
	ファナック	13,100	12,810.00	167,811,000	
	日産自動車	137,400	719.00	98,790,600	
	ヤマダ電機	11,220	4,860.00	54,529,200	
	ファーストリテイリング	6,500	15,150.00	98,475,000	
	楽天	770	76,900.00	59,213,000	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：5.0%			666,502,900 5.3%
米ドル	ANADARKO PETROLEUM CORP	20,030	80.03	1,603,000.90	
	EOG RESOURCES INC	11,060	105.31	1,164,728.60	
	HALLIBURTON CO	46,250	36.67	1,695,987.50	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	22,610	75.45	1,705,924.50	
	NOBLE ENERGY INC	16,000	101.23	1,619,680.00	
	MONSANTO CO	23,800	82.29	1,958,502.00	
	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	51,660	47.25	2,440,935.00	
	BOEING CO	23,270	74.16	1,725,703.20	
	DANAHER CORP	54,360	52.43	2,850,094.80	
	EMERSON ELECTRIC CO	13,290	51.72	687,358.80	
	FLOWSERVE CORPORATION	16,110	108.75	1,751,962.50	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	29,770	77.61	2,310,449.70	
	UNION PACIFIC CORP	4,660	114.64	534,222.40	
	UNITED PARCEL SERVICE -CL B	27,640	76.15	2,104,786.00	
	JOHNSON CONTROLS INC	33,210	31.87	1,058,402.70	
	STARBUCKS CORP	26,300	48.48	1,275,024.00	
	YUM! BRANDS INC	23,520	63.68	1,497,753.60	
	WALT DISNEY CO	66,290	38.99	2,584,647.10	
	AMAZON. COM INC	10,104	192.15	1,941,483.60	
	CARMAX INC	31,800	31.29	995,022.00	
	PRICELINE.COM INC	1,895	522.41	989,966.95	
	GENERAL MILLS INC	26,720	39.86	1,065,059.20	
	PEPSICO INC	28,240	65.41	1,847,178.40	
	PROCTER & GAMBLE CO	36,160	63.21	2,285,673.60	
	COVIDIEN PLC	32,232	51.53	1,660,914.96	
	EXPRESS SCRIPTS INC	25,040	51.19	1,281,797.60	
	MCKESSON CORP	20,670	78.69	1,626,522.30	
	ALLERGAN INC	23,800	88.06	2,095,828.00	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	20,690	44.93	929,601.70	
	HDFC BANK LTD-ADR	30,800	30.61	942,788.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-ADR	48,381	20.31	982,618.11	
	WELLS FARGO&COMPANY	41,100	29.25	1,202,175.00	
CME GROUP INC	4,341	240.00	1,041,840.00		
FRANKLIN RESOURCES INC	10,480	107.51	1,126,704.80		
GOLDMAN SACHS GROUP INC	6,769	109.73	742,762.37		
INTERCONTINENTALEXCHANGE INC	8,200	115.43	946,526.00		
JPMORGAN CHASE & CO	43,360	37.01	1,604,753.60		
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	15,900	57.38	912,342.00		
CITRIX SYSTEMS INC	14,800	65.04	962,592.00		
GOOGLE INC-CL A	5,041	577.69	2,912,135.29		
INFORMATICA CORPORATION	18,170	42.92	779,856.40		
INTL BUSINESS MACHINES CORP	14,880	192.50	2,864,400.00		
INTUIT INC	27,640	56.56	1,563,318.40		
ORACLE CORPORATION	98,100	28.60	2,805,660.00		
RED HAT INC	29,430	46.65	1,372,909.50		
VISA INC-CLASS A SHARES	18,600	99.88	1,857,768.00		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	APPLE INC	14,858	453.01	6,730,822.58	
	EMC CORP MASS	54,630	25.75	1,406,722.50	
	F5 NETWORKS INC	11,850	120.10	1,423,185.00	
	JUNIPER NETWORKS INC	71,440	21.09	1,506,669.60	
	QUALCOMM INC	52,820	58.63	3,096,836.60	
	BROADCOM CORP-CL A	41,410	34.45	1,426,574.50	
	LAM RESEARCH CORP	30,400	42.47	1,291,088.00	
	MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	65,250	15.74	1,027,035.00	
	NVIDIA CORP	62,800	14.80	929,440.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS GDR	4,020	491.50	1,975,830.00	
	XILINX INC	38,120	35.86	1,366,983.20	
小計	銘柄数：57			94,090,548.06	
				(7,186,636,060)	
	組入時価比率：54.4%			56.8%	
カナダドル	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	71,590	21.74	1,556,366.60	
	GOLDCORP INC	37,770	48.78	1,842,420.60	
小計	銘柄数：2			3,398,787.20	
				(259,157,524)	
	組入時価比率：2.0%			2.0%	
ユーロ	SAIPEM	18,960	35.09	665,306.40	
	TECHNIP SA	13,670	70.64	965,648.80	
	BASF SE	34,705	59.81	2,075,706.05	
	LINDE AG	5,060	118.25	598,345.00	
	THYSSENKRUPP AG	23,576	21.11	497,689.36	
	SAFRAN SA	18,188	22.99	418,233.06	
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	20,018	46.83	937,543.03	
	VOLKSWAGEN AG-PFD	6,470	136.80	885,096.00	
	EUTELSAT COMMUNICATIONS	15,512	28.45	441,316.40	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	48,677	46.60	2,268,348.20	
	DANONE	20,862	46.71	974,568.33	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG AND CO. KGAA	17,217	54.30	934,883.10	
	DEUTSCHE BOERSE AG	15,250	44.59	679,997.50	
小計	銘柄数：13			12,342,681.23	
				(1,240,316,036)	
	組入時価比率：9.4%			9.8%	
英ポンド	AFREN PLC	891,618	1.18	1,053,000.85	
	BG GROUP PLC	114,742	14.04	1,610,977.68	
	GULF KEYSTONE PETROLEUM LTD	16,483	2.76	45,575.49	
	TULLOW OIL PLC	42,061	13.41	564,038.01	
	AFRICAN MINERALS LTD	187,201	5.16	965,957.16	
	ANTOFAGASTA PLC	55,710	13.06	727,572.60	
	WEIR GROUP PLC/THE	49,519	19.44	962,649.36	
	EXPERIAN PLC	89,374	8.58	767,275.79	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	100,824	29.62	2,986,911.00	
	SHIRE PLC	71,504	21.14	1,511,594.56	
	STANDARD CHARTERED PLC	101,612	15.43	1,567,873.16	
	MAN GROUP PLC	301,900	1.15	348,090.70	
	PRUDENTIAL PLC	112,580	6.95	782,993.90	
	ARM HOLDINGS PLC	98,272	5.97	587,175.20	
小計	銘柄数：14			14,481,685.46	
				(1,738,815,973)	
	組入時価比率：13.2%			13.7%	
スイスフラン	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	33,407	51.30	1,713,779.10	
	NESTLE SA-REGISTERED	59,157	53.20	3,147,152.40	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	7,580	160.00	1,212,800.00	
小計	銘柄数：3			6,073,731.50	
				(506,306,257)	
	組入時価比率：3.8%			4.0%	
スウェーデンクローナ	ALLIANCE OIL COMPANY LTD-SDR	62,100	78.85	4,896,585.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	45,554	164.80	7,507,299.20	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	27,260	220.70	6,016,282.00	
小計	銘柄数：3			18,420,166.20	
				(208,700,483)	
	組入時価比率：1.6%			1.6%	
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	11,471	660.00	7,570,860.00	
小計	銘柄数：1			7,570,860.00	
				(102,358,027)	
	組入時価比率：0.8%			0.8%	
香港ドル	AJISEN CHINA HOLDINGS LTD	431,000	8.90	3,835,900.00	
	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	582,000	12.18	7,088,760.00	
	LI & FUNG LTD	406,000	17.50	7,105,000.00	
	ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	351,000	14.86	5,215,860.00	
	CHINA YURUN FOOD GROUP LTD	172,000	12.88	2,215,360.00	
	CHONGQING RURAL COMMERCIAL-H	495,000	4.37	2,163,150.00	
	AIA GROUP LTD	718,000	25.80	18,524,400.00	
小計	銘柄数：7			46,148,430.00	
				(454,562,035)	
	組入時価比率：3.4%			3.6%	
シンガポールドル	OLAM INTERNATIONAL LTD	461,227	2.53	1,166,904.31	
小計	銘柄数：1			1,166,904.31	
				(70,866,098)	
	組入時価比率：0.5%			0.6%	
マレーシアリングgit	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	344,000	6.89	2,370,160.00	
小計	銘柄数：1			2,370,160.00	
				(59,301,403)	
	組入時価比率：0.4%			0.5%	
インドネシアルピア	ADARO ENERGY TBK PT	3,039,500	1,820.00	5,531,890,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	1,069,500	6,900.00	7,379,550,000.00	
小計	銘柄数：2			12,911,440,000.00	
				(111,038,384)	
	組入時価比率：0.8%			0.9%	
南アフリカランド	NASPERS LTD-N SHS	13,400	383.12	5,133,808.00	
小計	銘柄数：1			5,133,808.00	
				(50,105,966)	
	組入時価比率：0.4%			0.4%	
合計				12,654,667,146	
				(11,988,164,246)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成24年1月31日現在)

該当事項はございません。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## 2 ファンドの現況 純資産額計算書

平成24年2月29日現在

I 資産総額	816,379,220 円
II 負債総額	2,854,633 円
III 純資産総額 (I - II)	813,524,587 円
IV 発行済数量	1,065,158,061 口
V 1単位当たり純資産額 (III / IV)	0.7638 円

(参考) アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド

平成24年2月29日現在

I 資産総額	15,039,162,900 円
II 負債総額	91,353,252 円
III 純資産総額 (I - II)	14,947,809,648 円
IV 発行済数量	14,714,566,675 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.0159 円

## 第4 内国投資信託受益証券事務の概要

### (1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部 委託会社等の情報

### 第1 委託会社等の概況

#### 1 委託会社等の概況

##### (1) 資本金の額

資本金の額は130百万円です。(平成24年3月末現在)

委託会社の発行する株式の総数は1万400株、うち発行済株式総数は2,600株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長、取締役社長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決めます。

###### ② 投資決定のプロセス

###### a. 運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

###### b. 信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a.の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限(国内余剰資金の運用を除きます)は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

###### c. コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

#### 2 事業の内容及び営業の概況

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の募集・設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務及び投資一任契約に係る業務を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は平成24年3月末現在次のとおりです(ただし、純資産総額については親投資信託を除きます)。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	88本	802,815百万円
追加型公社債投資信託	—	—
単位型株式投資信託	1本	30,838百万円
単位型公社債投資信託	—	—
合計	89本	833,653百万円

### 3 委託会社等の経理状況

#### 1. 財務諸表

当社の財務諸表は、第14期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しており、また第15期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）及び第15期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

#### 2. 中間財務諸表

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。


# 独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

加藤真美 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上


# 独立監査人の監査報告書

平成23年6月20日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

加藤 真美 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## (1) 貸借対照表

科目	期別	注記 番号	第14期	第15期
			(平成22年3月31日現在)	(平成23年3月31日現在)
			金額	金額
(資産の部)			千円	千円
I	流動資産			
	預金		1,162,198	765,530
	前払費用		154,942	152,121
	未収入金	*1	4,937,378	6,709,555
	未収委託者報酬		313,030	339,670
	未収運用受託報酬		1,938,640	1,722,632
	未収還付法人税等		-	250,088
	未収消費税等		21,730	10,218
	通貨オプション		935	-
	繰延税金資産		204,327	181,307
	その他		11,907	10,939
	流動資産合計		8,745,087	10,142,060
II	固定資産			
	有形固定資産			
	建物	*2	1,030,811	915,259
	器具備品	*2	343,414	306,646
	有形固定資産合計		1,374,225	1,221,905
	無形固定資産			
	電話加入権		2,204	2,204
	ソフトウェア	*3	3,823	2,156
	無形固定資産合計		6,027	4,360
	投資その他の資産			
	投資有価証券		961,465	1,023,854
	長期差入保証金		1,206,370	1,156,444
	長期前払費用		86,780	75,461
	繰延税金資産		280,589	293,469
	投資その他の資産合計		2,535,204	2,549,228
	固定資産合計		3,915,456	3,775,493
資産合計			12,660,543	13,917,553
(負債の部)				
I	流動負債			
	預り金		44,611	45,636
	未払金			
	未払手数料		80,888	73,286
	未払委託計算費		4,256	4,813
	その他未払金	*1	3,018,571	4,679,620
	未払費用		375,145	418,938
	未払法人税等		412,988	-
	賞与引当金		144,553	113,919
	役員賞与引当金		11,907	11,941
	流動負債合計		4,092,919	5,348,153
II	固定負債			
	退職給付引当金		430,701	234,497
	長期未払金		-	115,993
	固定負債合計		430,701	350,490
負債合計			4,523,620	5,698,643
(純資産の部)				
I	株主資本			
	資本金		130,000	130,000
	利益剰余金			
	その他利益剰余金			
	繰越利益剰余金		7,914,716	7,960,294
	利益剰余金合計		7,914,716	7,960,294
	株主資本合計		8,044,716	8,090,294

II 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	92,207	128,616
評価・換算差額等合計	92,207	128,616
純資産合計	8,136,923	8,218,910
負債・純資産合計	12,660,543	13,917,553

## (2) 損益計算書

科目	期別	注記 番号	第14期	第15期
			(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
			金額	金額
			千円	千円
I 営業収益				
委託者報酬			2,885,186	2,595,350
運用受託報酬			4,880,564	4,399,731
その他営業収益		*1	2,487,200	1,836,487
営業収益計			10,252,950	8,831,568
II 営業経費				
支払手数料			1,010,035	868,461
広告宣伝費			36,968	18,666
公告費			772	772
調査費				
調査費			127,088	124,825
図書費			5,463	4,747
委託計算費			389,045	444,771
営業雑経費				
通信費			48,264	45,901
印刷費			21,585	21,472
協会費			10,783	9,317
諸会費			1,924	1,839
営業経費計			1,651,927	1,540,771
III 一般管理費				
給料				
役員報酬			54,934	56,618
役員賞与			57,761	77,368
給料手当			1,994,265	2,237,636
賞与			987,706	900,424
交際費			17,258	24,092
旅費交通費			80,603	215,615
租税公課			52,934	55,308
不動産賃借料			1,351,674	1,241,448
退職給付費用			51,809	113,207
退職金			147,304	65,303
固定資産減価償却費			185,352	225,415
賞与引当金繰入			144,553	113,919
役員賞与引当金繰入			11,907	11,941
関係会社付替費用		*1	828,418	931,160
諸経費			629,257	679,020
一般管理費計			6,595,735	6,948,474
営業利益			2,005,288	342,323
IV 営業外収益				
受取配当金			2,844	2,424
受取利息			695	193
その他営業外収益			3,593	1,345
営業外収益計			7,132	3,962
V 営業外費用				
通貨オプション評価損 為替差損			16,689	-
その他営業外費用			275	2,308
営業外費用計			1	4
			16,965	2,312

経常利益		1,995,455	343,973
VI 特別損失			
固定資産除却損	*2	593	-
前期損益修正損	*3	-	103,196
特別損失計		593	103,196
税引前当期純利益		1,994,862	240,777
法人税、住民税及び事業税		927,337	210,037
法人税等調整額		△42,976	△14,838
法人税等計		884,361	195,199
当期純利益		1,110,501	45,578

### (3) 株主資本等変動計算書

	第14期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第15期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
	千円	千円
株主資本		
資本金		
前期末残高	130,000	130,000
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	130,000	130,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	6,804,215	7,914,716
当期変動額		
当期純利益	1,110,501	45,578
当期変動額合計	1,110,501	45,578
当期末残高	7,914,716	7,960,294
利益剰余金合計		
前期末残高	6,804,215	7,914,716
当期変動額		
当期純利益	1,110,501	45,578
当期変動額合計	1,110,501	45,578
当期末残高	7,914,716	7,960,294
株主資本合計		
前期末残高	6,934,215	8,044,716
当期変動額		
当期純利益	1,110,501	45,578
当期変動額合計	1,110,501	45,578
当期末残高	8,044,716	8,090,294
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	92,207
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	92,207	36,409
当期変動額合計	92,207	36,409
当期末残高	92,207	128,616
評価・換算差額等合計		
前期末残高	-	92,207
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	92,207	36,409
当期変動額合計	92,207	36,409
当期末残高	92,207	128,616
純資産合計		
前期末残高	6,934,215	8,136,923
当期変動額		
当期純利益	1,110,501	45,578

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	92,207	36,409
当期変動額合計	1,202,708	81,987
当期末残高	8,136,923	8,218,910

## 重要な会計方針

期別 項目	第14期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第15期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券(時価のあるもの)決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p>	<p>その他有価証券(時価のあるもの) 同左</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ 時価法</p>	<p>デリバティブ 同左</p>
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産(リース資産を除く)定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。</p> <p>建物 10年 器具備品 3～8年</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く)定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。</p> <p>(3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(1)有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3)リース資産 同左</p>
4 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不可能見込額を計上しております。なお、当期の計上額はありません。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担分を計上しております。</p> <p>(3)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針」(日本公認</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p> <p>(3)役員賞与引当金 同左</p> <p>(4)退職給付引当金 同左</p>

	<p>会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(追加情報)          確定拠出年金法の施行に伴い、平成22年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。          本移行に伴う損益に与える影響額は、ございません。</p>
<p>5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理          税抜方式を採用しております。</p>	<p>消費税等の会計処理          同 左</p>

## 会計処理方法の変更

第14期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第15期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>	_____
<p>(資産除去債務に関する会計基準) 「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)が平成22年3月31日以前に開始する事業年度から適用できることになったことに伴い、当事業年度からこれらの会計基準等を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ 41,040 千円減少しております。</p>	_____

## 表示方法の変更

第14期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第15期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)
<p>(貸借対照表) 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度より「未収運用受託報酬」として計上しております。</p>	_____
<p>(損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度より「運用受託報酬」として計上しております。</p>	_____

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第14期 (平成22年3月31日 現在)	第15期 (平成23年3月31日 現在)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未収入金 4,934,878 千円 その他未払金 2,953,793 千円	未収入金 6,706,749 千円 その他未払金 4,516,165 千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 124,710 千円 器具備品 146,918 千円	建物 240,262 千円 器具備品 208,454 千円
*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。	*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。
ソフトウェア 8,286 千円	ソフトウェア 10,688 千円

(損益計算書関係)

第14期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第15期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
その他営業収益 2,414,487 千円 関係会社付替費用 828,418 千円	その他営業収益 1,774,086 千円 関係会社付替費用 931,160 千円
*2 固定資産除却損は、以下のとおりであります。	
器具備品 593 千円	—————
—————	*3 特別損失は、過年度に計上したその他収益、関係会社付替費用の調整額によるもの103,196千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第14期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	2,600	-	-	2,600

第15期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	2,600	-	-	2,600

## (リース取引関係)

第14期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第15期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)																																																
<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 主としてコピー機 (器具備品) であります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた方法によっており、その内容は以下のとおりであります。</p> <p>①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">器具備品 千円</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">合 計 千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: center;">6,603</td> <td style="text-align: center;">6,603</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: center;">5,705</td> <td style="text-align: center;">5,705</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">898</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">898</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>②未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">1年以内</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">1年超</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">898 千円</td> <td style="text-align: center;">- 千円</td> <td style="text-align: center;">898 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,583千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却相当額</td> <td style="text-align: right;">1,583千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		器具備品 千円	合 計 千円	取得価額相当額	6,603	6,603	減価償却累計額相当額	5,705	5,705	期末残高相当額	898	898		1年以内	1年超	合 計		898 千円	- 千円	898 千円	支払リース料	1,583千円	減価償却相当額	1,583千円	<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 同左</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">器具備品 千円</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">合 計 千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: center;">6,603</td> <td style="text-align: center;">6,603</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: center;">6,603</td> <td style="text-align: center;">6,603</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">-</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>②未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">1年以内</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">1年超</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>③支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">898 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却相当額</td> <td style="text-align: right;">898 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		器具備品 千円	合 計 千円	取得価額相当額	6,603	6,603	減価償却累計額相当額	6,603	6,603	期末残高相当額	-	-		1年以内	1年超	合 計		-	-	-	支払リース料	898 千円	減価償却相当額	898 千円
	器具備品 千円	合 計 千円																																															
取得価額相当額	6,603	6,603																																															
減価償却累計額相当額	5,705	5,705																																															
期末残高相当額	898	898																																															
	1年以内	1年超	合 計																																														
	898 千円	- 千円	898 千円																																														
支払リース料	1,583千円																																																
減価償却相当額	1,583千円																																																
	器具備品 千円	合 計 千円																																															
取得価額相当額	6,603	6,603																																															
減価償却累計額相当額	6,603	6,603																																															
期末残高相当額	-	-																																															
	1年以内	1年超	合 計																																														
	-	-	-																																														
支払リース料	898 千円																																																
減価償却相当額	898 千円																																																
<p>2. オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">1 年内</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">1 年超</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1,209,802 千円</td> <td style="text-align: center;">3,226,138 千円</td> <td style="text-align: center;">4,435,940 千円</td> </tr> </tbody> </table>		1 年内	1 年超	合 計		1,209,802 千円	3,226,138 千円	4,435,940 千円	<p>2. オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">1 年内</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">1 年超</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1,209,802 千円</td> <td style="text-align: center;">2,016,336 千円</td> <td style="text-align: center;">3,226,138 千円</td> </tr> </tbody> </table>		1 年内	1 年超	合 計		1,209,802 千円	2,016,336 千円	3,226,138 千円																																
	1 年内	1 年超	合 計																																														
	1,209,802 千円	3,226,138 千円	4,435,940 千円																																														
	1 年内	1 年超	合 計																																														
	1,209,802 千円	2,016,336 千円	3,226,138 千円																																														

(資産除去債務関係)

第14期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第15期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)
当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。 資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間である 10 年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。	同 左

(金融商品関係)

第 14 期 (自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払金はこれらの業務にかかる債権債務であります。また投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。

差入保証金は、建物所有者との間で締結している定期建物賃貸借契約に基づいて発生している差入敷金であります。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

営業債権である未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

差入保証金は、信用リスクに晒されておりますが、経理部が主要な取引先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

デリバティブ取引は営業債権に係る為替変動リスクの軽減を目的として、通貨オプション取引を行っております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第 14 期（平成 22 年 3 月 31 日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	1,162,198	1,162,198	-
未収入金	4,937,378	4,937,378	-
未収委託者報酬	313,030	313,030	-
未収運用受託報酬	1,938,640	1,938,640	-
投資有価証券	961,465	961,465	-
長期差入保証金（*1）	850,831	629,941	220,890
資産計	10,163,542	9,942,652	220,890
未払手数料	80,888	80,888	-
その他未払金	3,018,571	3,018,571	-
未払法人税等	412,988	412,988	-
負債計	3,512,447	3,512,447	-
デリバティブ取引	935	935	-

（\* 1）貸借対照表価額との差額は、敷金が返還されない部分に関する未償却額です。

（注 1）金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

（2）投資有価証券及びデリバティブ取引

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。デリバティブ取引は、「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

（3）長期差入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

（注 2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	1,162,198	-	-	-	-	-
未収入金	4,937,378	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	313,030	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,938,640	-	-	-	-	-
合計	8,351,246	-	-	-	-	-

（追加情報）

当事業年度から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 平成 20 年 3 月 10 日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 平成 20 年 3 月 10 日）を適用しております。

第 15 期（自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 23 年 3 月 31 日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払金はこれらの業務にかかる債権債務であります。また投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。

差入保証金は、建物所有者との間で締結している定期建物賃貸借契約に基づいて発生している差入敷金であります。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

営業債権である未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

差入保証金は、信用リスクに晒されておりますが、経理部が主要な取引先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

デリバティブ取引は営業債権に係る為替変動リスクの軽減を目的として、通貨オプション取引を行っております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第15期（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	765,530	765,530	-
未収入金	6,709,555	6,709,555	-
未収委託者報酬	339,670	339,670	-
未収運用受託報酬	1,722,632	1,722,632	-
未収還付法人税等	250,088	250,088	-
投資有価証券	1,023,854	1,023,854	-
長期差入保証金	1,156,444	957,256	199,188
資産計	11,967,773	11,768,585	199,188
未払手数料	73,286	73,286	-
その他未払金	4,679,620	4,679,620	-
負債計	4,752,906	4,752,906	-

（注1）金融商品時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収還付法人税等、未払手数料、その他未払金

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

(3) 長期差入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	765,530	-	-	-	-	-
未収入金	6,709,555	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	339,670	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,722,632	-	-	-	-	-
未収還付法人税等	250,088	-	-	-	-	-
合計	9,787,475	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

第14期 (平成22年3月31日現在)

## 1. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	① 国債・地方債等	-	-	-
	② 社債	-	-	-
	③ その他	-	-	-
	(3) その他	961,465	806,000	155,465
	小計	961,465	806,000	155,465
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	① 国債・地方債等	-	-	-
	② 社債	-	-	-
	③ その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	合計	961,465	806,000	155,465

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
① 国債・地方債等	-	-	-
② 社債	-	-	-
③ その他	-	-	-
(3) その他	1,999	-	1
合計	1,999	-	1

第15期（平成23年3月31日現在）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	-	-	-
	② 社債	-	-	-
	③ その他	-	-	-
	(3) その他	1,023,854	807,000	216,854
	小計	1,023,854	807,000	216,854
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	-	-	-
	② 社債	-	-	-
	③ その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	合計	1,023,854	807,000	216,854

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
① 国債・地方債等	-	-	-
② 社債	-	-	-
③ その他	-	-	-
(3) その他	996	-	4
合計	996	-	4

(デリバティブ取引関係)  
第14期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
(通貨関連)

(単位:千円)

区分	取引の種類	第14期 (平成22年3月31日)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	通貨オプション取引 売建 プット 米ドル	2,295,000 (17,624)	-	935	△16,689
	合計	2,295,000 (17,624)	-	935	△16,689

(注) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。  
2. 契約額等の欄の ( ) の金額は通貨オプション取引のオプション料です。

第15期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)  
該当事項はありません。

(退職給付関係)

第14期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第15期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. 採用している退職金制度の概要 退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。また、当社は、平成22年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。当事業年度末時点における確定拠出年金制度への移行に伴う未払額175,637千円は、未払金、長期未払金に計上しております。
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 430,701千円	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 234,497千円
3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 51,809千円	3. 退職給付費用に関する事項 簡便法による退職給付費用 85,029千円 確定拠出年金への掛金支払額 28,178千円 退職給付費用 113,207千円

(ストック・オプション等関係)

第14期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第15期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. スtock・オプション等の内容 当社は、親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬に係る費用を負担しております。	1. スtock・オプション等の内容 同左
2. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 給料 18,037千円	2. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 給料 17,958千円

## (税効果会計関係)

第14期 (平成22年3月31日現在)		第15期 (平成23年3月31日現在)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	千円	繰延税金資産	千円
①流動資産		①流動資産	
未払事業税否認	34,158	未払費用否認	141,022
未払費用否認	106,785	賞与引当金損金算入限度超過額	51,213
賞与引当金損金算入限度超過額	58,819	貯蔵品	3,765
貯蔵品	4,565		
②固定資産		②固定資産	
減価償却超過額	39,597	減価償却超過額	73,765
退職給付引当金損金算入限度超過額	175,993	退職給付引当金損金算入限度超過額	166,884
一括償却資産損金算入限度超過額	601	一括償却資産損金算入限度超過額	278
未払費用否認	77,885	未払費用否認	67,726
親会社株式報酬制度負担額	31,681	親会社株式報酬制度負担額	38,264
原状回復費用否認	18,091	原状回復費用否認	34,790
繰延税金資産小計	548,175	繰延税金資産小計	577,707
評価性引当額	-	評価性引当額	-
繰延税金資産計	548,175	繰延税金資産計	577,707
繰延税金負債		繰延税金負債	
固定負債		①流動負債	
その他有価証券評価差額金	63,259	未収還付事業税益金不算入	14,694
繰延税金負債計	63,259	②固定負債	
繰延税金資産の純額	484,916	その他有価証券評価差額金	88,238
		繰延税金負債計	102,932
		繰延税金資産の純額	474,775
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%	法定実効税率	40.7%
(調整)		(調整)	
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.6	交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	40.6
その他	0.0	その他	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	81.1%

## (関連当事者情報)

第14期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,899,272 千米ドル	投資顧問業	(被所有) 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	2,414,487	未収入金	4,932,606
							諸経費の支払	828,418	その他未払金	2,953,130

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
親会社の子会社	アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ	ルクセンブルグ大公国	3,300千ユーロ	証券業	無し		投信商品に関する顧問業務	費用の立替払	2,272	未収入金	2,272
親会社の子会社	アライアンス・バーンスタイン香港リミテッド	中国香港	80,000千香港ドル	投資顧問業	無し		出向者の派遣	費用の立替払	13,637	未収入金	-

- (注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 上記兄弟会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク (非上場)  
 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー (非上場)  
 アクサ (ユーロネクスト証券取引所に上場)

第15期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市	4,951,818千米ドル	投資顧問業	(被所有)間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	1,774,086	未収入金	6,695,025
							諸経費の支払	931,160	その他未払金	4,514,293

- (注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
親会社の子会社	アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル	ルクセンブルグ大公国	3,300千ユーロ	証券業	無し		投信商品に関する顧問業務	費用の立替払	30,794	未収入金	11,518

- (注) 1. 取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 上記兄弟会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク (非上場)  
 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー (非上場)  
 アクサ (ユーロネクスト証券取引所に上場)

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第15期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第15期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,595,350	4,399,731	1,836,487	8,831,568

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	米国	アイルランド	合計
7,037,269	1,826,870	20,212	8,884,351

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	1,774,086	投信投資顧問業

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（1株当たり情報）

項目	第14期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）	第15期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
1株当たり純資産額	3,129,585円 59 銭	3,161,119円 33 銭
1株当たり当期純利益	427,115 円 67 銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式が 存在しないため記載しておりませ ん。	17,529 円 96 銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式が 存在しないため記載しておりませ ん。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下の通りであります。

項目	第14期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）	第15期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
当期純利益（千円）	1,110,501	45,578
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,110,501	45,578
期中平均株式数	2,600	2,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。


# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月16日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

加藤 真美 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## (1) 中間貸借対照表

科 目	期 別	注記 番号	第16期 中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)
			金 額
(資産の部)			千円
I 流動資産			
現金及び預金			1,255,340
未収入金			8,077,011
未収委託者報酬			319,449
未収運用受託報酬			1,483,750
繰延税金資産			316,312
その他			198,290
	流動資産合計		11,650,152
II 固定資産			
有形固定資産			
建物		*1	943,117
器具備品		*1	293,152
無形固定資産			6,044
投資その他の資産			
投資有価証券			964,534
長期差入保証金			1,149,043
繰延税金資産			315,490
その他			70,498
	固定資産合計		3,741,878
資 産 合 計			15,392,030
(負債の部)			
I 流動負債			
未払金			
未払手数料			62,477
その他未払金			5,410,813
未払費用			378,023
未払法人税等			437,429
賞与引当金			218,206
役員賞与引当金			53,147
その他			45,980
	流動負債合計	*2	6,606,075
II 固定負債			
退職給付引当金			237,564
長期未払金			54,470
	固定負債合計		292,034
負 債 合 計			6,898,109
(純資産の部)			
I 株 主 資 本			
1. 資本金			130,000
2. 利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			8,266,929
利益剰余金合計			8,266,929
株主資本合計			8,396,929
II 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			96,992
評価・換算差額等合計			96,992
純 資 産 合 計			8,493,921
負 債 ・ 純 資 産 合 計			15,392,030

## (2) 中間損益計算書

科 目	期 別	注記 番号	第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)	
			金 額	
				千円
I 営業収益				
委託者報酬				1,193,086
運用受託報酬				1,692,679
その他営業収益				1,264,095
営業収益計				4,149,860
II 営業費用及び一般管理費				
営業費用				
支払手数料				366,350
その他				338,672
一般管理費		*1		2,860,051
営業費用及び一般管理費計				3,565,073
営業利益				584,787
III 営業外収益		*2		9,991
IV 営業外費用				-
経常利益				594,778
税引前中間純利益				594,778
法人税、住民税及び事業税				423,474
法人税等調整額				△135,331
法人税等合計				288,143
中間純利益				306,635

## (3) 中間株主資本等変動計算書

		第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)	
			千円
株主資本			
資本金			
当期首残高			130,000
当中間期変動額			-
当中間期末残高			130,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
当期首残高			7,960,294
当中間期変動額			
中間純利益			306,635
当中間期変動額合計			306,635
当中間期末残高			8,266,929
利益剰余金合計			
当期首残高			7,960,294
当中間期変動額			
中間純利益			306,635
当中間期変動額合計			306,635
当中間期末残高			8,266,929
株主資本合計			
当期首残高			8,090,294
当中間期変動額			
中間純利益			306,635
当中間期変動額合計			306,635
当中間期末残高			8,396,929
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
当期首残高			128,616

	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△31,624
	当中間期変動額合計	△31,624
	当中間期末残高	96,992
評価・換算差額等合計		
	当期首残高	128,616
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△31,624
	当中間期変動額合計	△31,624
	当中間期末残高	96,992
純資産合計		
	当期首残高	8,218,910
	当中間期変動額	
	中間純利益	306,635
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△31,624
	当中間期変動額合計	275,011
	当中間期末残高	8,493,921

## 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券          その他有価証券(時価のあるもの)          中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産（リース資産を除く）          定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。          建物 10年          器具備品 3～8年</p> <p>(2)無形固定資産（リース資産を除く）          定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。</p> <p>(3)リース資産          リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。          なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金…一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間期の計上額はありません。</p> <p>(2)賞与引当金…従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3)役員賞与引当金…役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(4)退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p>
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理…税抜方式を採用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第16期 中間会計期間末 (平成23年9月30日 現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	298,232 千円
器具備品	241,019 千円
*2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)	
*1 減価償却実施額は以下のとおりであります。	
有形固定資産	91,807 千円
無形固定資産	398 千円
*2 営業外収益において、主要なものは以下のとおりであります。	
受取配当金	2,435 千円
法人税および消費税還付加算金	6,766 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	2,600	-	-	2,600

(リース取引関係)

第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)	
オペレーティング・リース取引 (借主側)	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	1,209,802 千円
1年超	1,411,435 千円
合計	2,621,237 千円

(資産除去債務関係)

第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)	
<p>当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。</p> <p>資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間である10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。</p>	

**(金融商品関係)**

第16期 中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

金融商品の時価に関する事項  
中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
預金	1,255,340	1,255,340	-
未収入金	8,077,011	8,077,011	-
未収委託者報酬	319,449	319,449	-
未収運用受託報酬	1,483,750	1,483,750	-
投資有価証券	964,534	964,534	-
長期差入保証金 (*1)	1,149,043	985,687	163,356
資産計	13,249,127	13,085,771	163,356
未払手数料	62,477	62,477	-
その他未払金	5,410,813	5,410,813	-
未払法人税等	437,429	437,429	-
負債計	5,910,719	5,910,719	-

(\* 1) 中間貸借対照表価額との差額は、敷金が返還されない部分に関する未償却額です。

(注1) 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

(3) 長期差入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

**(有価証券関係)**

第16期 中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

その他有価証券

(単位：千円)

種 類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
①国債・地方債券	-	-	-
②社債	-	-	-
③その他	-	-	-
(3) その他			
投資信託受益証券	964,534	801,000	163,534
小計	964,534	801,000	163,534
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
①国債・地方債券	-	-	-
②社債	-	-	-
③その他	-	-	-
(3) その他			
投資信託受益証券	-	-	-
小計	-	-	-
合計	964,534	801,000	163,534

### (ストック・オプション等関係)

第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)	
1. スtock・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名 一般管理費	9,576 千円
2. スtock・オプション等の内容 当社は親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬に係る費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)に準じた方法により会計処理をしております。	

### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

第16期 中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第16期 中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	1,193,086	1,692,679	1,264,095	4,149,860

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	アイルランド	合計
3,163,964	1,248,004	7,892	4,149,860

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	1,248,004	投信投資顧問業

### (1株当たり情報)

項目	第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	3,266,892 円 76 銭
1株当たり中間純利益	117,936 円 39 銭

潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)
中間純利益 (千円)	306,635
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る中間純利益 (千円)	306,635
期中平均株式数 (株)	2,600

**(重要な後発事象)**

該当事項はありません。

#### 4 利害関係人との取引制限

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 その他

##### (1) 定款の変更等

平成24年3月1日付で、定款について次の変更を行いました。

・株主総会及び取締役会の招集権者を社長から会長に変更し、併せて所要の変更を行いました。

なお、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項はありません。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

---

追加型証券投資信託

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ

信託約款

---

アライアンス・バーンスタイン株式会社

## 運用の基本方針

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 運用態度

- ① 主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券に投資します。
- ② 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向、資金動向等により、委託会社が適切と判断した場合には、上記と異なる場合もあります。
- ③ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避または軽減するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権付取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑤ 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定化をはかるため、信託財産の一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の不足額が生じた場合には、資金の借入れを行うことができます。
- ⑥ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑦ 信用取引の指図は、信託財産が保有する当該銘柄の株式数、転換社債に係る転換可能株式数、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株

予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に  
限ります。)に係る行使可能株式数、新株引受権証券の引受権行使可能株式数およ  
び新株予約権証券の予約権行使可能株式数等の範囲内での売付け(買戻しによる  
決済も可能。)に限り行うことができます。

### (3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託  
財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、  
私募債、その他流動性の乏しいものへの投資については、それらの実質合計額が  
純資産総額の15%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の  
10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時に  
おいて信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、  
取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信  
託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨ 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指  
図については、信託約款第23条から第25条に定める範囲内で行います。

### 3. 分配方針

- (1) 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
  - ① 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。  
等)の全額とします。
  - ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、  
分配を行わない場合もあります。
- (2) 留保益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基  
づく元本と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ  
信託約款

第1条（信託の種類、委託者および受託者）

この信託は、証券投資信託であり、アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

第2条（信託事務の委託）

受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

第3条（信託の目的および金額）

委託者は、受益者のために利殖する目的をもって金1億円を信託し、受託者はこれを引受けます。

第4条（信託金の限度額）

委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第5条（信託の期間）

この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

第6条（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

第7条（当初の受益者）

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

第8条（受益権の分割および再分割）

委託者は、第3条の規定による受益権については、これを1億口に、追加信託によって生じた受

益権については、これを追加信託のつど、第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### 第9条（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第28条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### 第10条（信託日時の異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### 第11条（受益権の帰属と受益証券の不発行）

この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下、同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下、同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

#### 第12条（受益権の設定に係る受託者の通知）

受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 第13条（受益権の譲渡に係る記載または記録）

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 第14条（受益権の譲渡の対抗要件）

受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### 第15条（受益権の申込単位および価額）

委託者の指定する販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日（以下、「ニューヨークの休日」といいます。）には、取得の申込みを受付けないものとします。

- ② 前項本文の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、取得申込者に対し、第8条第1項の規定により分割される受益権を委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社とアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロス・オポチュニティーズに係る累積投資約款またはその他の約款にしたがって契約（以下、「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。この場合の受益権の価額は、原則として第37条第1項に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ④ 前各項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第3項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑤ 第1項および第2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額（この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の価額は、1口につき1円とします。）に、当該基準価額に3.0%（上限とします。）を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下、「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下、本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下、本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下、本項において同じ。）をもって当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下、本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該販売会社でこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の当該受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのい

ずれか大きい額とします。)で取得する口数については取得申込日の翌営業日の基準価額とします。  
なお、委託者の指定する販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑦ 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する販売会社との契約により当該受益権の募集もしくは売出しの取扱いを行う販売会社を含みます。以下、本項において同じ。)は、その裁量により第5項に定める料率を減額し、またはこれを放棄することができます。また、委託者の指定する販売会社は、その裁量により、第1項および第2項に定める受益権の取得申込み単位を変更すること、および第6項の規定を適用しないことができます。

#### 第16条(投資の対象とする資産の種類)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)
  - (1) 有価証券
  - (2) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものを行い、信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限り。)
  - (3) 金銭債権
  - (4) 約束手形

#### 第17条(運用の指図範囲等)

委託者は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド」(金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第84条により証券投資信託とみなされた信託。以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ)および新株予約権証券
8. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

9. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  12. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  13. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
  14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  17. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
  18. 第1号の証券または証書、第8号ならびに第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第10号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号ならびに第12号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 前項において、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下、同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 第18条（運用の基本方針）

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 第19条（投資する株式等の範囲）

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下、同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める条件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、委託者が投資することを指図することができるものとし、

#### 第20条（投資する公社債の範囲）

委託者が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下、同じ。）、外国または外国法人が発行する邦貨建公社債およびわが国の法人が外国において発行する邦貨建公社債については、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとし、ただし、私募により発行された公社債ならびに株主割当もしくは社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。

#### 第 21 条 (同一銘柄の株式等への投資制限)

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 第 22 条 (信用取引の運用指図・目的・範囲)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 委託者が前項の規定により行う信用取引の指図は、売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなるときは、これを行うことはできません。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

## 第 23 条（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに別に定める外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下、同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに別に定める外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに別に定める外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用しているものをいいます。以下、

「ヘッジ対象金利商品」といいます。以下、同じ。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下、本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下、同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### 第24条(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項において、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第 25 条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド

の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 第 26 条（有価証券貸付けの指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 第 27 条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 第 28 条（外国為替予約の指図）

委託者は、外貨建資産の為替ヘッジのため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額を限度として、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### 第 29 条（有価証券の保管）

受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### 第 30 条（保管業務の委任）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

### 第 31 条 (混蔵寄託)

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

### 第 32 条 (信託財産の登記等および記載等の留保等)

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

### 第 33 条 (有価証券の売却および再投資の指図)

委託者は、マザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

- ② 委託者は、前項の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

### 第 34 条 (資金の借入れ)

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の

当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### 第35条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### 第36条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

#### 第37条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎年2月1日から7月31日までおよび8月1日から翌年1月31日までとします。ただし、第1計算期間は平成10年7月31日から平成11年2月1日までとし、第2計算期間は、その翌日から開始します。

- ② 前項の規定にかかわらず、計算期間の最終日が休日に当たるときは、当該休日の翌営業日を当該計算期間の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

#### 第38条（信託財産に関する報告）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### 第39条（信託事務の諸費用）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担と

し、信託財産中から支弁します。

#### 第 40 条（信託報酬の額および支弁の方法）

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 168 の率を乗じて得た金額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

#### 第 41 条（収益の分配方式）

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
  - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補った後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### 第 42 条（一部解約の実行の請求）

受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下、同じ。）は、自己に帰属する受益権について、委託者に対して 1 口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。

- ② 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ③ 前 2 項の規定にかかわらず、ニューヨークの休日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

#### 第 43 条（一部解約）

委託者は、前条第 1 項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、1 口単位をもつ

てこの信託契約の一部を解約するものとします。なお、前条の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 前項の一部解約の価額は、委託者の指定する販売会社が当該請求を受付けた日（以下、当該請求を受付けた日を「一部解約請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。

#### 第 44 条（特別の場合の解約の受け付けの中止）

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるとき（当該信託財産の投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、第 42 条第 1 項の一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

- ② 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 43 条の規定を適用します。

#### 第 45 条（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

受託者は、収益分配金については、第 37 条に規定する計算期間の最終日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下、同じ。）については、第 46 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 43 条第 2 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下、同じ。）については、第 46 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### 第 46 条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資）

委託者は、原則として、収益分配金については毎計算期間の最終日の翌営業日に、一部解約金については一部解約請求受付日から起算して 6 営業日目に、償還金については信託終了日の翌営業日に、委託者の指定する販売会社に交付します。

- ② 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 47 条に規定する時効前の収益分配金にか

かる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ③ 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。この場合においては、第 15 条第 1 項ただし書きの規定は、適用しません。なお、当該売付けを行う受益権の価額は、売付けを行う日の前営業日の基準価額とします。
- ④ 償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して 6 営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前 3 項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

#### 第 47 条（収益分配金および償還金の時効）

受益者が、収益分配金について前条第 2 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、または信託終了による償還金については前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### 第 48 条（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### 第 49 条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、信託元本が10億円を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 第50条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

#### 第51条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### 第52条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 第 53 条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 第 54 条（信託約款の変更）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 カ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 第 55 条（反対者の買取請求権）

第 49 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 49 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 第 56 条（公告）

委託者が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 第 57 条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

## 附 則

第1条 第46条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額をいいます。）とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条から第9条の5の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成10年7月31日

委託者      アライアンス・バーンスタイン株式会社

受託者      三井住友信託銀行株式会社

付 表

1. 信託約款第 19 条第 1 項に定める証券取引所は、国内の各証券取引所のほか、外国における取引所は、当面、次のとおりとします。

オーストラリア証券取引所	アメリカン証券取引所
ウィーン証券取引所	ニューヨーク証券取引所
トロント証券取引所	パシフィック証券取引所
バンクーバー証券取引所	英国証券取引所
プラハ証券取引所	パリ証券取引所
カイロ証券取引所	マドリード証券取引所
ヘルシンキ証券取引所	ミラノ証券取引所
コペンハーゲン証券取引所	フランクフルト証券取引所
ブタペスト証券取引所	アムステルダム証券取引所
ジャカルタ証券取引所	ブリュッセル証券取引所
メキシコ証券取引所	アイルランド証券取引所
カラカス証券取引所	ボゴタ証券取引所
ブエノス・アイレス証券取引所	キングストン証券取引所
リオデジャネイロ証券取引所	モンテビデオ証券取引所
キト証券取引所	香港証券取引所
リマ証券取引所	上海証券取引所
サンチアゴ証券取引所	韓国証券取引所
クアラルンプール証券取引所	ベトナム証券取引所
オスロ証券取引所	カラチ証券取引所
ニュージーランド証券取引所	スリランカ証券取引所
ワルシャワ証券取引所	マニラ証券取引所
モスクワ証券取引所	ボンベイ証券取引所
シンガポール取引所	イスタンブール証券取引所
ヨハネスバーグ証券取引所	カサブランカ証券取引所
ストックホルム証券取引所	ラゴス証券取引所
チューリッヒ証券取引所	ハラレ証券取引所
バンコク証券取引所	アビジャン証券取引所
アンマン証券取引所	台湾証券取引所

2. 信託約款第 19 条第 1 項の証券取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式とは、次のものをいいます。

- 米国店頭市場 (NASDAQ) において取引されている株式
- 欧州店頭市場 (EASDAQ) において取引されている株式
- ロンドン店頭市場 (SEAQ) において取引されている株式

ドイツ新市場(ノイエ・マルクト)において取引されている株式

フランス新市場(ヌーボ・マルシェ)において取引されている株式

イギリス代替投資市場(AIM)において取引されている株式

3. 信託約款第 19 条第 2 項に規定する「別に定める条件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券」とは、次の (イ)、(ロ)、(ハ) または (ニ) に掲げる発行会社の発行する株式、新株引受権証券および新株予約権証券ならびに外国におけるこれらに準ずる発行会社の発行する株式、新株引受権証券および新株予約権証券(信託約款第 19 条第 1 項に規定するものを除きます。)をいうものとします。

(イ) 金融商品取引法第 24 条の規定に基づく有価証券報告書(総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。)を継続的に提出している発行会社または金融商品取引法第 5 条に規定する有価証券届出書(総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。)を提出している発行会社

(ロ) 会社法に基づく監査(会社法施行の際、現に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に準ずる監査を含む。)が行われ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手できる発行会社

(ハ) 公認会計士または監査法人により、金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手できる発行会社で、今後も継続的に開示が見込める会社

(ニ) アメリカにおけるピンク・シート銘柄および OTC ブリテンボード銘柄

4. 信託約款第 23 条各項に定める外国の取引所は、次に掲げる取引所とします。

シカゴ商品取引所

シカゴ商業取引所

シカゴ・オプション取引所

ニューヨーク商品取引所

カンザスシティ商品取引所

ミッドアメリカ商品取引所

ニューヨーク証券取引所

ニューヨーク先物取引所

フィラデルフィア商品取引所

トロント先物取引所

ロンドン国際金融先物取引所

香港先物取引所

シンガポール取引所

5. 信託約款第 30 条に基づき、受託者が外国において保管業務を委任するものは次のとおりとします。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

ユーロ・クリア・バンク

6. 受益権の募集の取扱い、売却、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払いの取扱いを行う委託者の指定する販売会社は、下記のとおりとします。

SMB C日興証券株式会社

PWM日本証券株式会社

マネックス証券株式会社

キャピタル・パートナーズ証券株式会社

三井住友信託銀行株式会社

日産センチュリー証券株式会社

コスモ証券株式会社

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

野村証券株式会社

フィデリティ証券株式会社

株式会社SBI証券

---

親 投 資 信 託

アライアンス・バーンスタイン・  
グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド

信 託 約 款

---

アライアンス・バーンスタイン株式会社

## 運用の基本方針

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。

#### (2) 運用態度

- ① 世界各国の株式の中から成長の可能性が高いと判断される「産業セクター」を選定します。
- ② 当該「産業セクター」の中からグローバルな視点で調査・分析し、成長性の高いと思われる銘柄に投資するアクティブ運用を行います。
- ③ 常に3カ国以上の国に分散投資します。
- ④ 外貨建資産に対する為替ヘッジは、行いません。ただし、資金動向、市況動向によっては、前記のような運用ができない場合もあります。
- ⑤ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避または軽減するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権付取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑦ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑧ 信用取引の指図は、信託財産が保有する当該銘柄の株式数、転換社債に係る転換可能株式数、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）に係る行使可能株式数、新株引受権証券の引受権行使可能株式数および新株予約権証券の予約権行使可能株式数等の範囲内での売付け（買戻しによる決済も可能。）に限り行うことができます。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資については、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資については、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資については、それらの合計額が純資産総額の15%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨ 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図は、信託約款第16条から第18条に規定する範囲で行います。

### 3. 分配方針

信託財産から生ずる利益は、期中には収益分配を行わず、信託終了時まで信託財産に留保します。留保益については、特に制限を設けず「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行います。

親 投 資 信 託  
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド  
信 託 約 款

第1条（信託の種類、委託者および受託者）

この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

第1条の2（信託事務の委託）

受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

第2条（信託の目的および金額）

委託者は、受益者のために利殖する目的をもって金1億円を信託し、受託者はこれを引受けます。

第3条（信託金の限度額）

委託者は、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第4条（信託の期間）

この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項および第2項、第40条、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

第4条の2（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

第5条（受益者）

この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするアライアンス・バーンスタイン株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

第6条（受益権の分割および再分割）

委託者は、第2条の規定による受益権については、これを1億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

#### 第7条（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下、「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額。）から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### 第8条（信託日時異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### 第9条（受益証券の発行）

委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
- ④ 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。
- ⑤ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### 第9条の2（投資の対象とする資産の種類）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - (1) 有価証券
  - (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限りません。）
  - (3) 金銭債権
  - (4) 約束手形

#### 第10条（運用の指図範囲等）

委託者（第10条の2に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者および当該委託を受けた者が当該委託に係る権限の一部を更に委託する者を含みます。以下、第11条から第19条まで、第21条、第27条および第28条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
  6. コマーシャル・ペーパー
  7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。)および新株予約権証券
  8. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  9. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  10. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  12. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  14. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  15. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  17. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
  18. 第1号の証券または証書、第8号ならびに第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第10号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号ならびに第12号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 第 10 条の 2 (運用指図の権限の委託)

委託者は、運用の指図に関する権限 (国内余剰資金の運用に関する権限を除きます。) を次の者に委託します。ただし、委託者が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク市

また、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーは、当該委託に係る権限の一部を更に次の者に委託することができます。

1. アライアンス・バーンスタイン・リミテッド  
英国 (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、ロンドン
2. アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド  
オーストラリア連邦、シドニー
3. アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド  
中華人民共和国、香港特別行政区

なお、当該更に委託を受けた者は、当該委託に係る権限を更に委託することはできないものとします。

- ② 前項の規定により委託を受けた者 (当該委託を受けた者が当該委託に係る権限の一部を更に委託する者を含みます。以下、本条において同じ。) が受ける報酬は、委託を受けた者と委託者との間または委託を受けた者の間で別途合意されるところにしたがい、当事者間で支払われるものとし、この信託の信託財産からの直接的な支弁は行いません。
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合その他当該委託を受けた者に運用の指図に関する権限を行使させることが適切でないと委託者が判断した場合において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

#### 第 11 条 (運用の基本方針)

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 第 12 条 (投資する株式等の範囲)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所 (金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8

項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下、同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める条件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### 第13条(投資する公社債の範囲)

委託者が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債(外国通貨表示の公社債(利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。))をいいます。以下、同じ。)、外国または外国法人が発行する邦貨建公社債およびわが国の法人が外国において発行する邦貨建公社債については、証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、私募により発行された公社債ならびに株主割当もしくは社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。

#### 第14条(同一銘柄の株式等への投資制限)

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 第15条(信用取引の運用指図・目的・範囲)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 委託者が前項の規定により行う信用取引の指図は、売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなるときは、これを行うことはできません。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

## 第16条（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに別に定める外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下、同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに別に定める外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに別に定める外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月ま

でに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下、本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下、同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### 第17条（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約の指図をするものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 第18条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象金利商品の時価総額が減少し、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約の指図をするものとします。

- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額が減少し、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約の指図をするものとします。
- ⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 第 19 条（有価証券貸付けの指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 第 20 条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 第 21 条（外国為替予約の指図）

委託者は、外貨建資産の為替ヘッジのため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額を限度として、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### 第 22 条（有価証券の保管）

受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### 第 23 条（保管業務の委任）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### 第 24 条（混蔵寄託）

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引

業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

## 第25条 削除

## 第26条 (信託財産の登記等および記載等の留保等)

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## 第27条 (有価証券の売却および再投資の指図)

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

- ② 委託者は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

## 第28条 (損益の帰属)

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

## 第29条 (受託者による資金の立替え)

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

### 第30条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第14条計算期間は、平成23年8月2日から平成24年7月31日までとし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

### 第31条（信託財産に関する報告）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

### 第32条（信託事務の諸費用）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

### 第33条（信託報酬）

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

### 第34条（利益の留保）

信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

### 第35条（追加信託金および一部解約金の計理処理）

追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

### 第36条（一部解約）

委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

- ② 一部解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

### 第37条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出

ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 カ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第 4 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 4 項の一定の期間が 1 カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合および第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### 第 38 条（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下、同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### 第 39 条（償還金の支払いの時期）

委託者は、受託者から償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

#### 第 40 条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいます。

#### 第 41 条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受

託者との間において存続します。

#### 第42条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 第43条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 第44条（信託約款の変更）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 第44条の2（反対者の買取請求権）

第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第37条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 第44条の3（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

第44条の4（運用報告書）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

第45条（公告）

委託者が、受益者に対して行う公告は日本経済新聞に掲載します。

第46条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成10年7月31日

委託者      アライアンス・バーンスタイン株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

付 表

1. 信託約款第 12 条第 1 項に定める証券取引所は、国内の各証券取引所のほか、外国における取引所は、当面、次のとおりとします。

オーストラリア証券取引所	アメリカン証券取引所
ウイーン証券取引所	ニューヨーク証券取引所
トロント証券取引所	パシフィック証券取引所
バンクーバー証券取引所	英国証券取引所
プラハ証券取引所	パリ証券取引所
カイロ証券取引所	マドリード証券取引所
ヘルシンキ証券取引所	ミラノ証券取引所
コペンハーゲン証券取引所	フランクフルト証券取引所
ブタペスト証券取引所	アムステルダム証券取引所
ジャカルタ証券取引所	ブリュッセル証券取引所
メキシコ証券取引所	アイルランド証券取引所
カラカス証券取引所	ボゴタ証券取引所
ブエノス・アイレス証券取引所	キングストン証券取引所
リオデジャネイロ証券取引所	モンテビデオ証券取引所
キト証券取引所	香港証券取引所
リマ証券取引所	上海証券取引所
サンチアゴ証券取引所	韓国証券取引所
クアラルンプール証券取引所	ベトナム証券取引所
オスロ証券取引所	カラチ証券取引所
ニュージーランド証券取引所	スリランカ証券取引所
ワルシャワ証券取引所	マニラ証券取引所
モスクワ証券取引所	ボンベイ証券取引所
シンガポール取引所	イスタンブール証券取引所
ヨハネスバーグ証券取引所	カサブランカ証券取引所
ストックホルム証券取引所	ラゴス証券取引所
チューリッヒ証券取引所	ハラレ証券取引所
バンコク証券取引所	アビジャン証券取引所
アンマン証券取引所	台湾証券取引所

2. 信託約款第 12 条第 1 項の証券取引所に準ずるとして別に定める市場において取引されている株式とは、次のものをいいます。

米国店頭市場 (NASDAQ) において取引されている株式  
欧州店頭市場 (EASDAQ) において取引されている株式

ロンドン店頭市場（SEAQ）において取引されている株式  
ドイツ新市場（ノイエ・マルクト）において取引されている株式  
フランス新市場（ヌーボ・マルシェ）において取引されている株式  
イギリス代替投資市場（AIM）において取引されている株式

3. 信託約款第 12 条第 2 項に規定する「別に定める条件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券」とは、次の（イ）、（ロ）、（ハ）または（ニ）に掲げる発行会社の発行する株式、新株引受権証券および新株予約権証券ならびに外国におけるこれらに準ずる発行会社の発行する株式、新株引受権証券および新株予約権証券（信託約款第 12 条第 1 項に規定するものを除きます。）をいうものとします。

（イ）金融商品取引法第 24 条の規定に基づく有価証券報告書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。）を継続的に提出している発行会社または金融商品取引法第 5 条に規定する有価証券届出書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。）を提出している発行会社

（ロ）会社法に基づく監査（会社法施行の際、現に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に準ずる監査を含む。）が行われ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手できる発行会社

（ハ）公認会計士または監査法人により、金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手できる発行会社で、今後も継続的に開示が見込める会社

（ニ）アメリカにおけるピンク・シート銘柄および OTC ブリテンボード銘柄

4. 信託約款第 16 条各項に定める外国の取引所は、次に掲げる取引所とします。

シカゴ商品取引所  
シカゴ商業取引所  
シカゴ・オプション取引所  
ニューヨーク商品取引所  
カンザスシティ商品取引所  
ミッドアメリカ商品取引所  
ニューヨーク証券取引所  
ニューヨーク先物取引所  
フィラデルフィア商品取引所  
トロント先物取引所  
ロンドン国際金融先物取引所  
香港先物取引所  
シンガポール取引所

5. 信託約款第 23 条に基づき、受託者が外国において保管業務を委任するものは次のとおりとします。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー  
ユーロ・クリア・バンク

